

第五十一回国会 外務委員会 議 録 第 六 号

昭和四十一年三月二十三日(水曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 高瀬 傳君
理事 安藤 覺君
理事 永田 亮一君
理事 毛利 松平君
理事 西村 関一君
理事 岩動 道行君
理事 小坂善太郎君
理事 田澤 吉郎君
理事 野田 武夫君
理事 森下 國雄君
理事 岡田 春夫君
理事 橋崎弥之助君
理事 竹本 孫一君

理事 鮫岡 兵輔君
理事 三原 朝雄君
理事 戸叶 里子君
理事 穂積 七郎君
理事 菊池 義郎君
理事 小山 省二君
理事 谷川 和穂君
理事 濱野 清吾君
理事 赤路 友藏君
理事 黒田 壽男君
理事 帆足 計君

出席政府委員

外務大臣 椎名悦三郎君
總理府事務官 (特別地域連絡局長) 山野 幸吉君
外務事務官 (アジア局長) 小川平四郎君
外務事務官 (北米局長) 安川 壯君
外務事務官 (中南米・移住局長) 廣田 碩君
外務事務官 (条約局長) 藤崎 萬里君
水産庁次長 石田 朗君

委員外の出席者

外務事務官 (中南米・移住局長) 太田 新生君
参事 (海外移住事業) 廣岡 謙二君
参事 (海外移住事業) 廣岡 謙二君

第一類第四号

外務委員会議録第六号 昭和四十一年三月二十三日

参事 (海外移住事業) 丸山 幸一君
参事 (海外移住事業) 増田 甚平君
参事 (海外移住事業) 増田 甚平君
参事 (海外移住事業) 増田 甚平君

三月二十三日

委員愛知揆一君、池田正之輔君、稻葉修君、内海安吉君、増田甲子七君、岡良一君及び松平忠久君辞任につき、その補欠として岩動道行君、田澤吉郎君、小山市二君、谷川和穂君、亘四郎君、赤路友藏君及び橋崎弥之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岩動道行君、小山市二君、田澤吉郎君、谷川和穂君、赤路友藏君及び橋崎弥之助君、辞任につき、その補欠として愛知揆一君、稲葉修君、池田正之輔君、内海安吉君、岡良一君及び松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

海外移住事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
国際情勢に関する件(沖繩及び日韓問題)

○高瀬委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。竹本孫一君。

○竹本委員 私は、本日は特に沖繩の船籍、船の問題について大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

まず最初に伺ひたいことは、沖繩の船はD旗を掲げておるが、インドにおいてもフィリピン

においてもインドネシアにおいても、あるいは国籍の不明な船として、あるいは極端な場合には海賊船として、最近におきましてはヤシどろぼうと間違えられて、ある場合には拿捕された、ある場合には銃撃をされておりますが、大臣はその事実を御存じでございますか、お伺いをいたしたいと思います。

○椎名政府大臣 私あまり詳しくは存じておりません。

○竹本委員 そこで、D旗の犠牲になつて死亡した人もありますし、重傷を負つた人もおるようでございますが、どの程度のものであるか、私数字をつまびらかにしておりませんので、もし外務省のほうで調べたことあれば、従来何隻ぐらい船がおつて、何隻ぐらいつかまへられたか、また、何名ぐらい犠牲者が出ておるかという事実についての御報告をお願いしたいと思います。

○山野政府委員 お答えいたします。昭和三十三年インドネシアで銃撃された沖繩の船舶が一隻ありまして、これが漁船第一球陽丸でございまして、この銃撃によりまして、一名の船員が死亡いたしました。それから三名の船員が負傷をいたしましたのであります。負傷者につきましては、現在、私どもの知る限りではほとんど治療しておると聞いておるのでありますが、これらの被害を受けた人たちの補償につきましては、当時から米国民政府が中心になられてインドネシア側と交渉してまいつたのでございまして、現在に至るまでまだこの補償の問題は解決しておりません。

それから、ことしの二月十九日に第八惠洋丸という船がインドネシア海域で領海を侵したということでインドネシア側に拿捕されました。現在港において取り調べを受けておるという事情でございます。

私どもが正式に聞いております事故といたしましては、この二つの問題があるわけでございまして、この二つの問題の起こりました原因になりましては、D旗のところに問題があると思ふのです。私も実はD旗というのはよくわからないので、ここに現物を取り寄せてもらつたのでございまして、D旗というのはこれなんです。お見せしてもいいですけども、これはこんなになつて皆さん驚かれますと思うのですが、こんなものであります。こういうあやふやなものです。大臣、ごらんになつたことがありますか。これが問題のD旗です。先のところはちよつと切つてある。こんなものを沖繩の船が掲げて航行するんですね。

私はそこで外務省に伺ひたいのは、このD旗には国際的にはいかなる法的な意義や根拠があるかと外務省はお考えになつてゐるか。われわれから言へば、いわゆるD旗はちよつと切つただけで、全くナンセンスなものだ。それがために、ある場合には海賊船といわれたり、ある場合にはヤシどろぼうだといわれたりするわけですから、禍根はD旗にある。このD旗は国際的にいかなる権威のあるものとお考えになつておるか、またその法的な根拠はどんなものであるか、お考えを承りたいと思ひます。

○山野政府委員 御案内のとおり、沖繩におきましては、府令で船舶規則というのがございまして、その船舶規則で沖繩に船籍のある船については、いまお示しになりましたデルタ旗を掲揚しなければならぬ、こういうことに規定されておるのでございまして、御案内のように、船舶が航行する場合にはいづれかの国の国籍を示す国旗……

○竹本委員 時間がありませんから、ポイントだけ言つてください。国際的にいかなる権威があるかということですか。

籍を示す旗ではないのでございまして、あくまで琉球に籍のあるということを示すためのしとしてのデルタの特殊旗、こういうぐあいに私どもは了解いたしておるのであります。

○竹本委員 外務大臣、ただいまお聞きのとおり、このデルタ旗というのは琉球の船であるというおしるしで、それを意味するだけだ、したがって、この船がインドネシアやその他国際場裏に出た場合には、そのおしるしはあまり役に立たない、そこに問題があると思うのです。したがって、沖繩の船のいろいろな問題、トラブルを解決するためには禍根である。このデルタ旗は国際的に意義を持たない、ただ単に沖繩、琉球の船であるという、沖繩の中では意味は持ちますけれども、国際的には何らの意味は持たない、そういう旗を掲げておるというところに誤解があり、あるいは間違いが出てくるわけでございまして、外務大臣としては、この問題を今後どういうふうに考えていかれるつもりであるか、お考えを承りたいと思つております。

○椎名國務大臣 国際的に権威のない表示ということでいろいろ紛争の原因になっておるのでございまして、この問題については、なおよく研究いたしたいと思つております。詳細は政府委員から……。

○山野政府委員 御案内のように、沖繩におきましては、施政権がアメリカにあります、しかし日本の領土の一部であり、そういう特殊な環境に置かれておるのであります、したがって、この沖繩の船舶には日本の船舶の行政権は及んでいない。むしろこれは、沖繩の船舶には米国民政府の船舶行政権が及んでおるといふ特殊な状態にあるわけでございまして、したがって、直ちに日本国旗を掲げるというわけにもまいらない。そうかといって、アメリカの国旗を掲げるわけにもいかない。そういう沖繩の置かれておる特殊な立場がいわゆる現在のデルタ旗、こういうものになつてあらわれておると思つてございまして、これらのデルタ旗を掲げておるために、たまたま昭

和三十七年にそういう銃撃にあつたというような事故も生じたと思つておりますが、これらの救済策等については、現在総理府と外務省のほうで十分検討を加えておるようなわけでございまして。

○竹本委員 ただいま御答弁になりましたように、経過はよくわかります、施政権がアメリカにある、したがって、沖繩の船は日本の日の丸を掲げるわけにもいかないし、アメリカの旗を掲げるわけにもいかない、やむを得ずというわけのわからないものを掲げておるという経過はわかりませんが、しかしそのことのために、銃撃をされたりつかまへられたりしておるという大きな問題が次々に起つてきておるわけですから、私が外務大臣にお伺いをいたしたいのは、経過はよくわかりませんが、しかしこういう国際的に意味がない、したがって、よその国のインドネシアでもどこでも間違えて銃撃をされたり、取つかまへたりする。そういう問題をこのまま解決をせずに、日本の政府が見ておるというわけにはまいらないだろうと思つてございまして、何とか相談をしたいという程度では解決はつかない。いつまででかどうい程度で話をまとめていかれるお考えであるか。と

きどきつかまへられて——二月十九日にもやられておるのですから、問題は具体的なんです。したがって、ただ何となく相談をしましうということでは済まされません。いかなる方法で、いつまででかどうい線に沿つて解決をするお考えであるか、その点をお伺いしたいと思つてございまして。

○安川政府委員 ただいま特選局長から御説明いたしましたように、いわゆるデルタ旗につきましては——陸上の家に事実上日章旗を掲げるというわけにまいりません、それに応じて、国際法上も国内法上も法律的な効果というものが生じますので、その点非常にむづかしい問題を含んでおりますけれども、まあいままでのいろいろな事故が起つたという前例、それから国民感情というようなことも考慮いたしまして、何とか法律問題を含まないで、事実上、日本の国旗を立て得る

方法について目下いろいろ検討しておる段階でございまして、何とかそういう便法と申しますか、事実上日章旗を掲げ得る方法を見出しまして、その上でアメリカ側とも協議いたしたいと、こういうふうな考えでおります。

そこで、ただいまいつ、具体的にどうするかという御質問でございまして、そういうことで目下検討いたしておる段階でございまして、いつまででかどうするかということではつきりと約束いたすわけにはいかない段階でございまして。

○竹本委員 外務大臣に特に伺いたしたいのでございまして、いまの御答弁では、全く事務的な御答弁であつて、問題の解決の力強い前進にはならないと思つております。しかもいま申しましたように、二月十九日に現に起つた問題もある。そういうわけで、次々に危険はあるのですから、もう少し前向きな力強い御答弁がなければ——あとで申し上げても、船員が自分たちの安全保障がなければ乗らないと言つて、去年の十二月でございまして、乗船を断つた例もあるのです。そういう問題が次々に起り始めたならば一体どうなるかという具体的な問題があるのですから、いまのような事務的な答弁では済まされません。大臣としての力強いお考えを承つておきたいと思つております。

○椎名國務大臣 アメリカ側と折衝いたしまして、至急にこの問題の解決策を見出したい、こう考えます。

○竹本委員 大臣から至急に問題の解決に取り組むという御発言がございましたので、一応それを信頼いたしまして、若干まだこれに関連する問題を簡単に伺ひたいと思つておりますが、たとえば海員組合が、乗組員の安全のためにこのデルタ旗を掲げるべきではないということで、四十年の十一月十七日にライシャワー大使に申し入れましたところが、アメリカ大使は、これは大使館が取り扱うべき問題ではないという理由で、ワトソン高等弁務官あてに文書を一応送つた

旨の連絡を受けております。直接的にも海員組合の沖繩支部のほうから高等弁務官のほうに申し入れをいたしておりますが、そういう折衝の経過、事実を当局は御存じでございまして、お伺ひいたしたいと思つております。

○山野政府委員 私どもは詳細承つておりません。

○竹本委員 御存じないのはいささか残念に思いますが、それぞれ自分の身体の安全に関する問題ですから、深刻に問題を取り上げてやつておるわけですから、その点は、ひとつ今後も注意をいたしたいと思つておきます。

特に外務大臣にお伺ひいたしたいと思つてございまして、佐藤総理は、去年の八月十九日、沖繩に行かれたときだつたと思つて、日の丸のこの問題は日米協議委員会でも取り上げて解決していきたいということを言明されたようでありまして、この言明については地元は非常な期待を持ち、関心を持って、その成り行きを注目いたしておるということだと思つて、一体去年の八月十九日に佐藤総理のそういう言明があつて以来、政府は特に何らかの手をこの問題について打つたのであるかどうかというところが一つ。

次には、第二番目に、日米協議委員会は——時間があるからとまとめて申し上げますが、四月に行なわれるというふう聞いておりますけれども、そういうことになつておるのかどうか。

三番目は、その四月に行なわれる日米協議委員会には、この問題を具体的に提案されるお考えであるかどうか。

四番目、その提案をされ、解決をされる前に、こういう問題がまた起る可能性があるが、もしそのときは一体どういふふうな処置をされるつもりでありますか。

四点だけお伺ひいたしたいと思つております。

○安川政府委員 総理訪問後に行なわれました協議委員会でも、船舶の旗の問題を直接取り上げたことはございせん。と申しますことは、先ほどから御説明いたしましたように、いろいろ法律的に

むずかしい問題がございましたので、これをいきなり協議委員会に議題にいたしましたも解決するという確信が持てませんでしたので、取り上げることを控えたわけでございます。

それから、四月の開催問題につきましては、まだアメリカ側と相談する段階に至っておりません。わがほうでどういふものを議題にするかというのをまだ日本政府内部でこれから検討するという段階でございます。

それから、四月に開くことになりましたかどうかまだ確定しておりませんが、もし開く場合に、この旗の問題を取り上げるかという御質問でございまして、これにつきましては、先ほど大臣から申し上げましたように、至急に検討いたす——すでにもう検討いたしておりますので、できるだけ早く成案を得ましたならば、この協議委員会にかけるといふことも考慮したいと思っております。

それから、それまでに問題が起こったかどうかという御指摘でございますけれども、もちろんこういう問題が起こらないことを希望するものでございまして、またこの旗につきましては、一応各国に周知はされておると思っておりますので、私どもとしましては、事故が起こるといふ可能性は比較的小ないと思っておりますけれども、万一起りましました場合には、これに対する救済策と申しますか、そういう問題につきましては、直接アメリカが施政権を持っておりましても、日本政府として、日本政府としての立場からできるだけのことをすることは当然であると考えております。

○竹本委員 ただいまの御説明には非常に納得のいかない点があります。たとえば、このデルタ旗は国際的に周知されておるから問題は起こらないだろうとおっしゃるけれども、先ほどお尋ねしました、外務大臣もおそらくこれは初めてごらんになったようだし、わが権威ある外務委員会の皆さんも、これが日の丸のかわりだということはおそらくこれは大部分の方がきょう初めてごらん

になっておると思う。そういうふうに、わが国の外務委員会においてさえ周知徹底されていないのに、インドネシアその他の国が知らないのはあたりまえじゃないですか。どうですか、これは周知されておりますか。だから、周知されておるという前提で、おそろく問題は起こらないだろう、そんなのんきなことを言っておつたら、これははいへんな問題になる。

そこで、外務大臣にもう一度念を押してお伺いをしておきますが、日米協議委員会については私もいろいろ調べてみましたけれども、沖繩の人々のウエルビーイング、福祉に関する問題は、何でも、経済的な問題以外に取り上げるといふことがちゃんと協議委員会の中にあるようですから、これは重大な生命に関する問題、重大な財産に関する問題でございますので、日米協議委員会においてはぜひとも、この問題が解決されていない場合は取り上げていただくということについての大臣のはつきりしたお考えを承つておきたいと思ひます。

○椎名國務大臣 それ以前にも解決したいと思ひますけれども、少なくとも次回の日米協議委員会においては、この問題を取り上げたいと思ひます。

○竹本委員 大臣から力強い約束をいただいたと思ひますが、関係者も非常に安心をするだろうと思ひますが、ぜひひとつこれは前向きに、しかも早急に解決をしていただきたいと思ひます。

なお、先ほどちょっと補償の問題についてお話がございましたけれども、私が知っておるところによれば、第一球陽丸のときには、先ほどお話ししたように、一人死にましまして、三名が重傷を負つたといふことでございまして、特に死んだ方に対して——大城重男さんといふのでありますが、スカルノさんが沖繩に來たときも陳情までやつたけれども、わけのわからないような、まあ返事がなくて結局終わった。その後最近において琉球政府が本年度の予算に補償のために四万四千六百六十ドルを計上したというのを聞いておりますが、事実かどうか。これが第一点です。

まとめて聞きますが、次に、その四万四千六百六十ドルというのは、要求においては四万六千五百九十八ドルであつたようでございますが、補償の問題はそういう場合には高等弁務官なり琉球政府なりが一方的にきめるものであるかどうか、その点についてのお考えを承りたい。

それから次に、これは三十七年四月からですから、もう四年越しの問題が残つておる。そういうふうにとつつかまつて撃ち殺されて、そうして補償の問題は四年かかつてもまだ片がつかないといふことではたいへんな問題だと思ひますけれども、今後支払いの計算は一方的にやるのかどうか、また支払いは四年越し、五年がかりでやるような形で今後も続けていくのかどうか、これは非常に重要な問題でありますので、具体的にお伺いをいたしたいと思ひます。

○山野政府委員 その第一球陽丸の補償の問題につきましては、昭和三十七年六月に、球陽水産から琉球政府の行政主席宛に、高等弁務官を通じてインドネシア側に賠償請求をしてもらいたい、その請求額が四万六千五百八十九ドルと聞いておるのであります。その後高等弁務官から、インドネシア政府と交渉をした結果、インドネシア政府はこれを支払うという回答が一時なされたやうであります。しかしその後この具体的な解決が一向に進みませんで、聞くところによりますと、昭和三十九年十二月ごろと思ひますが、インドネシア政府から賠償額を再検討してもらいたいという申し出があつたやうに聞いておるのでございまして、それに基づいてさらに検討をして、約四万ドルの請求をあらためてインドネシア側に出した。しかしその後高等弁務官のほうから支払いの促進を折衝されてきておるようでございますが、現在に至るまでまだ補償が実施を見ていないのでございまして、私も最近聞くところによりますと、御指摘になりましたように、インドネシア側の賠償が進まないで、琉球政府といたしましてこの補償について目下予算査定をやつておるやうに聞いておりますが、御指摘になりました四万ドルであ

るかあるいは何万ドルであるか、その額についてはまだ承知をいたしていないのでございまして。御案内のように、この予算は琉球政府自体で決定される問題でございまして、これは日本の予算査定と同様でございまして、琉球政府が予算編成の過程において決定していくものと承知いたしておるのでございまして。

○竹本委員 長引く問題はどうか。

○山野政府委員 御指摘になりましたように、こういう死亡あるいは負傷事件の補償問題が四カ年にわたつて解決を見ていないといふことはなほた残念でございまして、御案内のように、インドネシア側の政情の不安定というやうな問題もございまして、この賠償の問題が円滑に促進されないといふことを折衝された側ではおつしやつておられるようでございます。何といたしまして、この問題は米国民政府、琉球政府で直接御解決になる問題だと私も承知をいたしておるのでござい

ます。

○竹本委員 時間がありませんから、あと二つだけ簡単に伺ひしておきます。

一つは、沖繩の船はかような旗の問題でもたいへん問題があらますので、一部には沖繩の船籍のものをも日本の国籍に移したらどうかという意見も出ておるようでございますけれども、それにはそれに伴うメリットもあれば、デメリットもあると思ひますのでございまして、政府のほうでは何かお考えがあるのか。

また問題の施政権にもつながります重大な問題を、一方から言えば真正面から取り組むことを避けて、日本の国旗を掲げさせて、便宜問題を片づけるというところは、他の一般の沖繩の問題の解決にはむしろプラスにならないで、当面事務的に便宜手段で日本国旗を掲げますというところによつて問題のむずかしいところは避けていくといふやうな考え方もなつて、国会全体の問題として正しかどうか、私は疑問も持つておりますが、いずれにしても命にはかえられない、また問題はなかなかひまが要るといふやうなことから、日本の籍に

移して日本の日の丸を掲げるということにしたらどうだろうかという意見が有力に出されていることも事実であります。この点についての政府の考えを承りたいと思います。

○山野政府委員 沖繩籍の船を日本籍に移せば、国旗の問題につきましては解決はすると思うのでございますが、現実には船舶行政を行なう面から考えますと、沖繩籍の船を日本のどこかの海運局の籍に移すということは、きわめて無理があるだろうと思うのでございまして、従来まで政府とい

たしましてはそういう点についての検討はいたしたことがございません。

○竹本委員 そこで最後の問題になるわけですが、私も、なかなか無理がある、むずかしい点があると思うのです。そうすると、なおさら問題はこじれてまいりまして、旗はどこの旗かわけのわからない旗以外は掲げることができない、日本船籍に移して日の丸を掲げることができない、いま御答弁にありましたように無理がある、こういうことになりまして、問題がますます複雑怪奇になってまいりますが、これは根本的な解決を急がなければならぬのじゃないかということを特に強調しておきたいと思ひます。

重大な問題ですが、最後に一つだけ。それは予算委員会等においても問題になりました問題で、政府の御見解を承るにとどめたいと思ひますが、平和条約第三条、関連憲章第七十八条の関連で一つだけお伺いをいたしたいのですが、沖繩県の祖国復帰協議会等におきましても、沖繩の施政権返還に関する諸願書というものが出されておる。先般衆議院を呼び起こしました沖繩の防衛の問題にいたしまして、根本はやはり施政権の返還ということとがなければだめだと思ひます。そういう意味から一つだけきようはお伺いをするにとどめまされども、政府のお考えでは平和条約第三条を改正するというか、あるいは撤廃すると申しますか、そういうことを考えられておるのかどうかということが一つ。

それからもう一つ。第三条の解釈の問題になりますけれども、信託統治の提案があればこれに賛成すると、こう言うのですね。しかし、信託統治の提案をアメリカがしない場合、しかもアメリカが施政権を放棄したとすれば、これは譲るんでなく放棄したという場合には、第三条は一体どうなるか。

この二点であります。すなわち、沖繩の祖国復帰協議会あたりは第三条を撤廃しないと問題の解決にならぬということを言っておるようでございますが、撤廃もしくは改正の運びをするお考えがあるのかどうか。それから、第三条の解釈として、信託統治もしない、施政権も放棄しない、あるいはした場合は永久に沖繩は祖国復帰ができませんのかどうか、その辺の第三条の解釈の問題としての政府の態度を承つて終わりにしたいと思ひます。

○椎名国務大臣 条約の撤廃もしくは改正ということは、実際問題として不可能であると思ひますが、第二点の第三条の解釈、この問題につきましては条約局長から申し上げます。

○藤崎政府委員 いま大臣から答えましたように、第三条の条文を改正し撤廃するというようなことは、これは日本国と連合国との間の条約でございまして、理屈の上から言えば、サンフランシスコ会議と同じような会議を開けばできないことはありませぬわけでございますが、實際上不可能であろうというところでございまして、ただ、奄美大島の返還のようなことを沖繩全部についてやるというところは可能であると思ひます。つまりサンフランシスコ条約の条文をいじるという形じゃなく問題処理得るであらうということとでございます。

それから、施政権の放棄の場合にはどうなるかということでございますが、これも全く現実の可能性はなく、そういうことならば日本に返還されるような協定ができるわけだと思ひますけれども、かりに理論の問題として放棄すれば、当

然潜在主権がある日本に復帰するものと理論の上では考えるべきだろうと思ひます。

○竹本委員 最後にもう一つだけ念を押しておきますが、そうしますと、第三条の解釈として、外務省のお考えでは、法の解釈の問題ですが、施政権をかりにアメリカが放棄した場合に、第三条の前半のほうの信託統治の問題は一切なくて、そのまま直ちに潜在主権が顕在化して日本に祖国復帰ができる、こういう解釈ですか。

○藤崎政府委員 そうでございます。施政権を放棄するということの含みとしては、まだ信託統治も行なわれていない、施政権者であるアメリカも施政権を放棄した、そうすれば当然日本の主権がそのまま顕在化することになる、こういうこととでございます。

○竹本委員 この問題は重要な問題でございますので、機会をあらためて論議を深めることにいたしまして、きょうは一応この辺で終わります。

○高瀬委員長 鯨岡兵輔君。

○鯨岡委員 きわめて時間が限られておりますので、簡単に御質問申し上げたいと思ひますから、政府の見解も簡単に要点を御答弁をお願いしたいと思います。

五十三海洋丸の事件についてでございますが、今日までの政府の努力は十分に認めるわけですが、新聞では、外務大臣は、参議院の予算委員会において、見通しは必ずしも明るくないというようなお話があったようであります。そこで、これが正しいとすれば、二、三日うちには無事に返還があるんだというふうにわれわれは考えておっただけに、その御見解はきわめてショックであります。そこで、五十三海洋丸事件について今日までの経過並びに現在の見通し、それから今後の処置、それらについて簡単にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

どうも申し上げる段階に達しておらない。だんだん向こうの了解もわが方に近づきつつある、このことだけは申し上げて間違いない、こう思ひますが、なお一そうこの船と船員の釈放について激しい折衝を進めつつありますので、しばらくお待ちを願ひたい、こう思ひます。

○鯨岡委員 何かだんだん明るくなってきたというふうなお話でございますが、この事件が起きたのは御承知のとおり三月十四日のことであります。しかも、新聞等の伝えるところによると、釜山あたりの情報では二、三日うちに船は無事に返されるといふようなことも伝えておったので、ややわれわれとしては安心しておったのでありますが、ややこのごろは明るくなってきたような見通しだといふようなことが外務大臣の口からいまの時点において出てくるということになれば、これはやはりわれわれとしては穏やかな気持ちではおられないわけでありまして、特にわれわれ自民党としては大韓民国と仲よくするのだ、けんか腰ではないものではないのだといふようなことで、まあいろいろ不満な点も必ずしもなかったわけでは何か裏切られたような気持ちも本来してはいるわけですが、このわれわれの気持ちは率直にひとつ大韓民国に対して伝えてほしいし、それが日本国民の気持ちであるといふことをひとつ外務大臣は大韓民国に強く伝えてほしいと思ひます。

それから、内容にちよつと入ってお伺いしたいと思ひますが、一体いま問題になっているのは共同規制水域の中におったか、おらないかということですが、これはまあ一応おくとして、漁業専管水域の中でかりに間違ひでいたが故意であつたかそれは別として、やつていた場合には、ああいうような拿捕、それから裁判権というふうなものがあるとするのが正しいとしますので、か、正しくないのですか。

○椎名国務大臣 向こうの巡視船に接触した地点がすなわち問題の場所のようであります。漁業しておつて見つかつて、そうして追跡をして接触を

した地点があつた地点であるというのでなしに、当初からあつた地点で漁業をし、そこへ巡視船があらわれて交渉が始まった、こういうのが事実のようでありますが、これは、わが方に備えつけた計器からいって明らかに専管水域外であるということがわかれのほうとしてはわかつておる。それをまあ主張しておるのであります。専管水域内の場合には、日本の入り会い権というものは認められてないのではありませんから、排他的な地域でありますから裁判権も向こうにある、こういう解釈をとっております。

○鯨岡委員 そうすると、もしかりにいまわそれが考へておることと違つて、漁業専管水域の中で漁業をしておつたということになれば、裁判権その他は先方にあるんだ、だからあいつうふうな拿捕状況はしかたがないのだ、こういうふうにおつしやるわけですか。もう一ぺん確認をいたします。

○小川政府委員 ただいまの御質問は、韓国の漁業水域の中で操業をしておつたか漁業水域の中で拿捕された場合ということであらうかと思つたのであります。その場合には先方の逮捕その他の手続は正當なるものと思つております。

○鯨岡委員 そうするとこれは日韓条約のときの話をまた蒸し返すようですが、領海というのと専管水域というのととはどういふふうな違いがあるというふうにお考えですか。専管水域すなわち領海というふうにお考えですか、どうですか。

○藤崎政府委員 領海と申しますのは低潮線から三海里の範囲内で沿岸国の船舶に無害航行を許すこと以外については、自分の領域と同じように取り扱つていい水域であるわけですが、専管水域と申しますのは、この漁業協定に基づきまして、この協定上の関係のみで、つまり漁業に關してのみ韓国が排他的な管轄権を行使することを日本が認めた、それだけの水域でございます。領海という一般国際法上の制度とは全然本質的に性質を異にするものでございます。

○鯨岡委員 専管水域の中であつたと仮定すれば、ああいう拿捕の状態はしかたがないというふうに日本政府はお考えですか。

○藤崎政府委員 先ほどアジア局長がお答え申し上げましたとおりでございます。ああいうふうにとおつしやるのは非常にいいまいになりますから、専管水域内で操業しておつた専管水域内で臨検拿捕されたものならば、それならばしかたがない、そういうことでございます。

○鯨岡委員 ああいうふうにと申すといふまいになりますとおつしやいますから、それじゃああいつうふうにはおつしやいますか、鉄砲の台じりでもつてひびきたり何かするといふようなことも含めて、そういうことは友好的な関係にある両国として遺憾であるとは思いませんか。

○藤崎政府委員 それは専管水域内とか外とかいふことを離れたものと根本的な別の問題だろうと存じますが、私が先ほど申し上げましたのは、最近追跡権とかないといふこの事件と関係ないことと問題になつておりますので、操業をしておつたが最初に発見された場所と臨検拿捕された場所との両方ともが専管水域内であることが必要である、そういう主張をばつたりすることが必要であるという趣旨で申し上げたわけでありまして。

○鯨岡委員 それでは話を進めまして、かりにもそんなことはないとを期待しますし、またそんなことはなかったといふふうには私も思いますが、けれども、これからのことですが、専管水域の中で魚をとつた、そこを今度は見つかつて追つかれた、逃げてくるのをどんどん追つかけて共同規制水域の中に入つてくることは許されるのですか。

○藤崎政府委員 そういうことは許されません。○鯨岡委員 許されないと申すのもあれでしよう。それが許されなければ向こうは承知しないのではないですか。それじゃ、どんどん中でやつていて追跡が許されないんだ、そうするとよくテレビ映画でやつてゐるみたいに、アメリカで、ピストルを撃つて悪いことをして国境へ逃げればいいんだといふことで、苦勞して国境に逃げてくる映画がよくありますが、そんなやうなことが實際上行なわれることになりませんか。そういう矛盾を感じませんか。

○藤崎政府委員 まず、専管水域内に入つていくこと自体がいけないわけではございませんが、追跡権の問題につきましては、国際法上はつきりしたものは自由であるといふことが大原則でございます。それから、それに対する例外といひましては、この場合だけに追跡してよろしいといふことがつきりきまつておるわけでございます。そうしますと、この協定ではつきり追跡権のことがきめてでもあれば別でございますが、この協定には何も書いてない。そうすると一般国際法の規則に従つて考へると、当然追跡権はないはずである、そういう法律解釈になるわけでございます。

○鯨岡委員 韓国のほうでは追跡権はあるのだといふふうに解釈しているのではないですか。いかがでございますか。

○藤崎政府委員 私どもは、公式に向かう責任の当局者からそういうことが言われたということ承知いたしております。

○鯨岡委員 そうすると、韓国のほうでも追跡権があるのだといふふうに解釈しているのではないかと考へて間違ひありませんか。

○藤崎政府委員 どうも反対は必ずしも真ならずでございます。そういうふうにも言つていふことは承知いたしております。

○鯨岡委員 そうすると、日韓条約はずいぶん詰めて御協議をなさつたようですが、この追跡権の問題については話し合つたことがないので、あつたのですか。

○藤崎政府委員 どういうレベルかで、あつたかもしれないけれども、あまり公式の場ではその点を詰めて交渉したことはないように了解しております。

○鯨岡委員 そうすると、追跡権の問題については、はつきり両国の間で合意はなされていないといふふうな御見解でございますか。

○藤崎政府委員 そうじゃございませんで、この協定上追跡権がないことが非常に明確である、かように考へております。

○鯨岡委員 局長のお話は、国際法上その他常識から考へて追跡権はないというのが明確であるといふふうな御見解でございますか。

○藤崎政府委員 先ほど申し上げました、協定にないことは一般国際法によるのだ、そうすると、一般国際法ではそういうことはきめられておらないといふのが理論の本筋でございますが、さらになお、この協定の文言の上から言つて、何かこちららのそういう議論の手がかりになるやうなものはないかといふならば、第四条で取り締まり及び裁判管轄権の分配を地域的にきめまして、漁業に關する水域の外側に於ける取り締まり及び裁判管轄権は旗國のみが行なうといふ明文の規定がございますので、これからはつきるするといふことが申せると思つております。

○鯨岡委員 くだいようですが、それは共同規制水域内のことでございますか。

○藤崎政府委員 共同規制水域内とか外とかに限らず、専管水域の内外の問題でございます。外では全部旗國であるといふ地理的に分けてあるわけでございます。共同規制水域における暫定措置に對する違反のみをどうする、こうするといふやうな問題でございます。

○鯨岡委員 この問題は追跡権の有無、それから漁業専管水域内においては排他的権限を持つかどうかといふことについて詰めていかなかったところにも難点があつたのではないかと、いふふうなわれも考へるわけですが、これは外務大臣にちよつとわれわれの見解を申し上げてひとつお考えを願いたいと思つたのですが、かりにそういう多少の不備があつたとしても、この条約は兩國ともに不満な点があつたことは事実なんです。それをお互いに仲よくしてやつていこうといふことで始まつたのに、始まるや三カ月くらいでこつこつといふやうな事件が起きたことはまことに遺憾しくなつたことでは

ざいますが、これは外務大臣もそう思っておられるに違いない。だからたいへん御苦勞なされておられることをわれわれは十分に認めるのですが、もし向こうがこれを起訴するというようなことになったら、日本政府としてはどういふことをお考えでありますか、外務大臣、もしお差しつかえなければひとつお述べを願いたいと思います。

○椎名国務大臣 せっかく両国仲よくやろうというのでありまして、こういうような問題が二度と起らない——ほんとうのものはすみと申しますか、そういうことで起ったということにしてしまいたいと思うのでございます。かりにこういうようなことがもし起ったとすれば、所在しておるその地点がはたして専管水域の中であるか外であるかということが基本的には大きな問題になると思ひます。これはこちらのほうの船が計器類を備えておって、そして明確に専管水域の外側四マイル半離れたところで向こうの巡視船に接触しているわけですから、向こうのほうでどういふ主張をするにしても、こちらの主張は正しいものだと思はれる、そういう立場からこの問題を、向こうの主張がどこにあるか、それと戦うということになると思ひます。

○鯨岡委員 それは私のお尋ねしたことに對してお答えをいただいたように思はないのであります。というのは、私は共同規制水域の中でやっていたのだ、おまえのほうは専管水域の中でやっていたと言ふけれども、そうではないのだ、おれのほうは計器を備えておるのだから間違いないのだと言つても、それはそんなことのないことを希望いたしますが、それは水かけ論になるのではないかと疑ひもあります。ですからわれわれは共同規制水域の中でやっていたものを追跡して共同規制水域でつかまつたのですから、つかまつた地点は共同規制水域に違いないのだから、もしそういうことから追跡権があるというやうなことで、最悪の場合、向こうが起訴した場合は、そういうときには日本政府はどうしますかということなんです。

○椎名国務大臣 向こうのほうでも追跡の事實はないということを認めております。つかまつた場所がすでに専管水域内である、こういうことを言つておるのですから、追跡権の問題はこの問題には入ってこない。でありますから、ますます明瞭でございます。向こうがはたして正確な計器類を備えておったかどうかということが問題になると思ひます。

○鯨岡委員 そうするとますます、つかまつたのもお魚をとつていたのも規制水域内ということになります。それなのに起訴するということになればなおさらのことですが、向こうの魚族保護法ですか、それに基づいて起訴をするというやうなことになったらどうしますか。

○椎名国務大臣 何と申しますか、そういうやうなことはどういふ無体、無法であるということになるのであります。両国の合意によつて漁業上の秩序というものはつきりきめられております。それを守らぬということになるわけでありまして、重大な問題になるわけでありまして。

○鯨岡委員 大韓民国はりっぱな独立国でありますし、われわれも尊敬しておる国でございますから、そんなばかんな見解はないと思ひますけれども、これは自民党の見解というよりも私個人の邪推かも知れませんが、もし何か反対給付のやうな、あらゆる問題を含めて、たとえば経済援助を十年間のものをひとつ二、三年分一べんに援助してくれないうやうな、すでにきまつたことを変更するやうなことを条件としてこの問題を解決——完全に条件でなくとも、それとこれを取引しようというやうな話かも知れませんが、仮定の問題でしかたお答えにならなくてけっこうですが、こういう邪推の考えに對して外務大臣はどう思ひますか。

○椎名国務大臣 万々そういうことはもちろん向こうもするはずはありませんが、かりにそういうやうなことを申し入れてきまして、これは断固としてことわるべきである。やはりどこまでも筋を通して、こういったやうな問題は先例になりま

すので、筋を通して厳密に事實に基づいてわれわれはどこまでも主張したい、こう思ひます。

○鯨岡委員 当局は非常に大努力を払つておられることをよくわかつております。日に日に國民の世論は高まつてまいりまして、このやうなきさいな問題でも両国の間に非常に悪い結果を及ぼすことは予想せられるわけでございますから、どうかひとついまおっしゃられたやういふことを基盤にして、強硬な態度でひとつ交渉を進めて、一日も早く妥結してもらいたい、このことを希望して、あとあるのですけれども、何か関連の質問があるやうです。

○高瀬委員長 菊池義郎君。○菊池委員 関連して——世界各國の事例を見ますと、必ず兩國とも艦艇をもつて漁業を防護するおのれの國の漁船を防護するという例になつておるのです。ところが日本は、艦艇をもつて國境の海域の漁船を守らないで、いつも巡視船を用いてゐる。そして逃げることはかりを教えて、守ることをせぬ。こういう愛国的なおかしなやり方をしておるのです。これをどうして改めないのか、世界各國並みになぜ艦艇をもつて守るというやうなことに切りかえないのであるか、これをいつまでも続けるのであるか、これについて外務大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○椎名国務大臣 向こうも軍艦を使つておりません。巡視船でやつておる。でありますから、こつちが率先して巡視船以上のものを使うということ、これはやはり適當ではないと私はかように考へております。

○菊池委員 向こうは巡視船ではなく、警備艇をもつて守つておる。日本は巡視船、そういう違いがある。これはたいへん違いです。その点をお伺ひしたい。なぜこれをこちらにも警備艇と同じやうな艦艇をもつて守らないか、こういう愛国的なやり方をいつまでも続けるのであるか、その点をお伺ひしたい。

○椎名国務大臣 警備艇とおっしゃるけれども、これは向こうの内務部長官の管轄下にあるいわゆる水上警察の程度のものであります。こちらとしても海上保安庁の巡視船、でありますから、特に向こうのほうで特別の実力を備えておるといふことではないと思ひます。

○高瀬委員長 濱野清吉君。○濱野委員 関連して要点だけ聞きますから、簡単に答え願ひたいと思ひます。當時わが國の、あの事件のときに巡視船が出ておつたが、しかも事件が起きて十時間内外の折衝を相手國としたやうでございます。わが國の巡視船のうちに計器はついておるのかないのか、と申しますのは、今度の事件は専管水域で起きた事件だと先方は主張しておるに違ひない。わが國は共同水域内において起きた事件であると主張しておる立場をとつておるのであります、事実上の認識がこの問題を解決する要点だと思ひます。そこで、わが國の事件を起した漁船がレーダーを持つておつたかどうか、要するに計器を持つておつたかどうか、漁船が持つていないにしても、わが國の巡視船は当然計器を持つていたはずであります。と申しますのは、あの複雑した海洋の中で、専管水域、共同水域といふものがはつきりすることは、計器以外にはなかなか實際問題としては容易ではないので、それですからわが國にも巡視船があつて、しかもその巡視船が十時間内外折衝したというなら、どの根拠に基づいて一体折衝したのか、計器以外にはあつたやうな海洋でははつきりした線は出ないはずであります。ですから、この二点をお伺ひしておきたい。

○小川政府委員 拿捕されました五十三海洋丸には、海上保安庁の報告によりますと、レーダーが備えてあつたやうであります。巡視船にはもちろん備えてあります。

○濱野委員 備えておつて、その計器の示すところによると、それは共同水域だ、こういうわがほうの主張でございますね。

○小川政府委員 拿捕された地点が共同規制水域であつたのは、そのレーダーによつて観測した結果

果であります。

○濱野委員 そうしますと、世の新聞なども報じておりますように、明らかに先方の違法行為であります。しかしその後の調査において、わがほうの巡視船のレーダーに記録したその事実をもって先方に折衝をしていられるのかどうか、そういうことがはっきりすれば、この問題の解決点というものは容易であると思うのであります。その点はどうかでございますか。

○小川政府委員 仰せのとおり、ただいまレーダーによりまして観測いたしました地点、その他その前後の観測によりまして地点、詳細に当方の資料を提出いたしまして、当方の事実が間違いない旨を先方に通告いたしまして、事実の突き合わせをやっているところであります。

○濱野委員 その地点の説明じゃなくて、計器上の証拠物件というものを提示すれば、かりに向こうが一つの取り締まり権を不法に発動したとしても、いまの国際的な常識ではこれを否定することはできないと思ひますが、その点どうなんですか。

○小川政府委員 地点のみならず、どのようにして、どういふ計器で観測したかという事実もあわせて説明しております。

○高瀬委員長 この際暫時休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後三時十九分開議

○高瀬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○戸叶委員 午前中に韓国に拿捕された漁船の問題についての質問がございましたが、私は、伺いたいことが深く伺えませんでしたので、それらの点についてお伺いしたいと思ひますが、それに先立ちまして、韓国にも関係のあることでございますから、まず問いたしておきたいことは、政府が、在来、韓国の提唱いたしますアジア外相会議

に参加するということについては、多少の逡巡を示していたように私は考えておりました。ところが、けさの新聞によりまして、今回は参加するということに踏み切られたようでございますが、今回、韓国の提唱するアジア外相会議に参加するということをおきめになった最大の理由は何かあるかを伺いたいと思ひます。

○椎名國務大臣 新聞はどのようなふう書いてあるとも、また外相会議に参加するという決定はいたしておけません。

○戸叶委員 それではまだ決定しておられない、そうすると、近々何か準備会議が行なわれるようでございますが、それには参加されますか。

○椎名國務大臣 外相会議というものは、一体何を議題とし、いかなる運営をするのであるかというところについての詳細の説明を受けておりません。したがって、参加といふことはまだ決定しておりません。

いまお尋ねの準備会議でございますが、これはバンコクにおいて四月に開催するということになっております。ここで外相会議というものの運営なりあるいはまた会議の議題等をどうするかというようなことが論議されるのではないかと、こう思ふのでございます。したがって、参加するかしないかというところは、議題なりあるいはその運営なりというふうなものにとらみ合せて決定したい、こう考えておりますので、準備会議にはぜひ代表を出してこれというふうなことでございまして、現地の柏谷大使を代表として出席させるというようにいたしております。そして、ここでいろいろ具体的な論議が行なわれるようでありまして、その状況によつて参加するかしないかというところを最終的に決定したい、こう考えております。

○戸叶委員 多少はつきりいたしました。四月に行なわれる準備会議に出席して、議題なり運営の方法なりいろいろ見ただで、出席するかしないかとかということはその上でできるということでございますね。そうしますと、どういふふうな議題

で、どういふふうな場合には出席しない、こういふふうな原則があると思うのですけれども、それはどういふ場合に出席しないという態度を執りになるか、伺いたいと思ひます。

○椎名國務大臣 どういうことが一体そこで行なわれますか、それを見ただで決定したいと思ひます。それをあれこれ推測して議論することは少し早いと思ひます。

○戸叶委員 一応招請された国、参加国はどこでございますか。

○小川政府委員 韓国が招請しようとしておりますのは、ニュージーランド、オーストラリア、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン、国府でございます。

○戸叶委員 外務大臣、いまお聞きになったような国々に対して招請状を出しているわけですか。そういう国々というのは、どういふふうなアジアにおいて態度をとっている国々かということ、おのづからおわかりになると思ひます。その中で特にこの韓国にいたしまして、ニュージーランド、オーストラリア、いずれもベトナムに対しては軍隊を送つて協力している国です。また中国に対しても非常に批判的な態度でございます。こういうふうな国々だけを招集した中に日本が行くということ、これは、アジアの平和に決して役立つものではない、こういふふうな考えがまずあります。外務大臣は少し警戒すべきものであるというふうにお考えになりますか。

○椎名國務大臣 集まる国だけで内容を判断するということはいささか早計ではあるまいか。何を一体論議しようとするのか、会議の目的はどのにあるか、そういったような問題については十分これを観察いたしまして、それから参加するかしないかを決定する、こういうことがやはり必要ではないか、こう考えております。

○戸叶委員 いま発表されたような国々で議論することになると、おのづからどういふことになるとか、これは、外務大臣もおわかりになると

思ふのです。しかし、議題もはっきりしないから、準備会議に出て議題もはっきりした上で態度をきめる、こういうことでございまして、私はそれではたとえ中国を刺激するような問題、これはそういう問題が表に出なくても、当然この会議の性質から、集まってくる国々から見ても、そういうふうな問題が出てくることは当然だと思ふのですけれども、そういうふうな場合には、当然日本としても出ていかないと、あるいはベトナムが来ますけれども、ベトナム問題の、戦争の拡大に協力するような形の国々が多いわけですが、そういうふうな議題についても触れるならば全然出ていかないと、こういう点をばつきりしておいていただきたいのです。もう一度その点についてお伺いしたいと思ひます。

○椎名國務大臣 中共を刺激する、何が一体刺激することになるかわかりませんが、中共あたりは絶えずほかに刺激するようなことを言つておるようでございますが、まあ、ひととはどうも、自分としてはなるべくそういふことは、慎んだほうがいいと思ひます。いたゞに他を刺激するようなどこのためにわざわざどこかへ集まるというふうなことは、日本としては少なくも避けたい、そう考えます。しかし、まだやってみないといううちから、国の名前だけで中身を判断するということ、これは早計ではないか、こう思ひます。

○戸叶委員 それでは準備会議に臨んで、その内容を見た上で日本としてもやめる可能性は十分にある。私たちが考えるならば、一方においてアジア関係会議というものを開こうとしていて、そこでございまして、これとの関連等も考えていたアジアにおいての波紋を起すような中には入っていただきたくない、このことを強く要望したいと思ひます。

そこで、午前中から問題になりました日本の漁船の第五十三海洋丸がまだそのまま拿捕されておりました、きのうは佐藤総理からも早く釈放方について努力をせよというふうな指示もあつたと

いうふうに新聞は伝えているわけでございますが、国民としても、韓国との間に一応政府がたいへんに宣伝をされて友好条約を結んだんだ、こういうことを言っておられたにもかかわらず、その友好というものは、一体こういうことが友好なのかと非常に不信の念を抱いているわけです。そこで、午前中、鯨岡さんが、これまでどういうふうな手続をとってきたか、こういうことをお聞きになりましたのに対して、外務大臣は、外交ルートを通じて執拗に韓国に申し入れをしてきた、こういうふうな答弁でございましたけれども、私は、これだけではちょっと満足ができないと思うのです。そのことはどういふことかといえ、たとえば金大使に申し入れをするとか、それから韓国の公使を呼ぶとか、あるいは韓国においての大使が韓国の政府に対して申し入れをする、こういうことであつたのでしょうか。この点、もう一度具体的に伺ひたいと思ひます。

○推名国務大臣 いまあなたがおっしゃるようなことはすべてやっております。一回のみならず、やっております。

○戸叶委員 日韓の条約に調印する前にもいろいろ問題がございました。そのときに大使館を通じて申し入れをしております。口上書を渡しております。賠償は保留をさせるとか、早く釈放をしないとか、こういうふうな手続をとっておられましたけれども、条約を結んだ後と結ぶ前との交渉のしかたが、一体どこが違ったのですか。

○推名国務大臣 大使を交換しており、わがほうの大使館はもうすでに向こうで開かれて活動しておる、こういう状況でございますから、従来の交渉とはもう全然程度が違う、こう考えております。

○戸叶委員 程度が違うというのは、どういう程度が違いますか。

○推名国務大臣 私が申し上げたように、大使を交換して、わがほうの代表者が向こうに行つておるのです。それで、向こうの政府に直接抗議を申し入れておる、釈放を早くしてくれ、そういうこと

とでございます。こちらでも、ちゃんと権限のある大使と私がみずから会いまして、この問題の話し合いを強く申し入れておる、こういう状況でございます。

○戸叶委員 条約が締結される前にも、韓国が日本に対していろいろ不法なことを行なつたわけですから、申しましたときにも、口上書なりあるいは申し入れなりはしましたけれども、今回も結局同じことだと私たちは考えるわけです。しかも、先方は、間違つたことをしながら、なおそれを自分たちが正しいといふふうに理論づけようとしてい

る。それにもかかわらず、政府自身がいろいろ申し入れやら外交ルートを通してやつていらつしやる、このことはわからないでもないですけれども、何か日韓条約締結前後と後と、やっていると

一つも変わらないのじゃないかというように思ひます。もう一つは、口上書なり何なりをお渡しになつたり申し入れをしていらつしやるのでしようけれども、韓国からは、何らかの書いたものでの意思表示なり何なりあつたのですか。ただ政府なり外務大臣が申し入れておることを、かしこまりました、何とかいたしたいという程度のものでしよう

か。この点も伺ひたいと思ひます。

○推名国務大臣 書いたものというふうな、そんなことじやなしに、もう直接ひざ詰めで話をしております。大体こちらの主張は、あらゆる主張はしております。これ以上は、もうあとは実力行使以外にはないくらいにやつております。それまでやれとおっしゃるのではないと思ひます。その点は十分に申し入れてありまして、その反応もあら

われてきておる、こう私どもは確信をいたしております。

○戸叶委員 十四日に逮捕されて今日まで相当日がたつてゐるものですから、私どもとしても気が

気じやないわけです。しかも、日本では間違つたことをしていないという論點に立つて交渉していらつしやるのですけれども、いつまでたつてもらちがあかない。ですから実力行使をしなうといふことは私は言つておりません。けれども、何か前進があつていいのじゃないかというふうに思ひます。すけれども、ちつとも進んでおらないものですから、その点を伺ひたいです。

そこで、先ほど鯨岡さんに対して、ほのかなあかりがだんだん見えかけてきているといふようなことをおっしゃつたように思ひます。すけれども、

どういふ点が明るい見通しなんでしょうか。たとえば、こういう点は少し明るくなつてきましたといふような具体的なものがないければ、だんだん明るくなつてきていふと云つても、私も韓国で出されてゐる新聞などで拝見いたしますと、何か

だんだん、だんだん悪いほうに進んでゐるみたいなんです。外務大臣は相変わらずだんだん明るいほうに來てゐるとおっしゃるのですが、明るくなつてきたといふようなことがあつたら、お示し願ひたいと思ひます。

○推名国務大臣 向こうにもやつぱりいろいろな説があるのです。政府のほうとしては、この問題は、友好をそこなうようなことでなしに、日本の要請といふものをいれるように、その方向において十分に努力してゐるということをはわかるのでありますけれども、いまその内容をこまかに申し上げることは少しまだ早いような気がいたしますので、大体……（「確信がないのだから」と呼ぶ

者あり）確信はあります。確信はありますが、いまこういう状況であるといふことをはっきり言えない段階にあるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○戸叶委員 どうも納得のできないことなのですけれども、外務大臣は確信を持って明るい方向へ向かつてゐるとおっしゃるので、もう一日、二日待つてみますが、どの程度に明るさが出てくるかを期待したいと思ひます。

判権があるわけですね。日本の場合には日本に、韓国の場合には韓国に、双方に専管水域の裁判権はあるわけですが、そのためにはどういふふうな処置をするかといふ法律があると思ひます。韓国のほうには韓国、日本のほうには日本のほうにそれを取り締まるべき法律があると思ひます。これは日本ではどういふのがあります。韓国では漁業資源保護法だと思ひますが、さうでしようか。これも念のために伺ひたいと思ひます。

○石田政府委員 ただいまお話がございましたが、まず日本のほうから申し上げます。日本の専管水域は、長崎その他島根から九州にわたります。各県のその十二海里の区域に設定されております。これに關しましては、先国会におきまして、日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の實施に伴う同協定第一条の漁業に關する水域の設定に關する法律を制定いたしておりました。その法律及びその關係政令によりまして、韓国民に對しても、この漁業水域に入りました場合に、その禁止規定を適用する、こういうようなことに相なつておるわけでありまして。

○藤崎政府委員 大韓民国のほうにつきましては、漁業資源保護法でございますが、あれについてその後別段の措置がとられていない模様でございますので、私どもの推測としましては、専管水域を侵犯したような船を処罰するといふような場合には、あの法律の適用としてやるのではなからうか、かように考えております。

○戸叶委員 そうしますと、いま農林省のほうでお話になつたのは法律ですが、省令ですか。

○石田政府委員 ただいま申し上げましたのは法律でございます。その關係の政令及び省令がござ

います。

○戸叶委員 日本のいまおっしゃつた法律の刑と、それから韓国での漁業資源保護法に違反をした場合の刑との關係はどうなつてゐますか。量刑はどうなつてゐますか。

○石田政府委員 日本の、ただいま申し上げまし

た法律及び政令、省令に規定されておりますところでは、この規定に違反いたしました韓国の人日本の漁業水域内で漁業を行ないました場合、「二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し」かつその「犯罪に係る漁獲物、漁船及び漁具で犯人が所有するものは、没収することができ」ということに相なっております。

○藤崎政府委員 これは先ほど申し上げましたように、韓国の国内法のごときでございますから、あくまで私どもの推測としてお聞き取りをいたしたいのでございますが、第三条に「前条に違反した者は、」つまり管轄水域内で漁業しようとする者は「主務部長官の許可を受けなければならぬ」と。この条に違反した者は三年以下の懲役、禁錮または五十万円以下の罰金に処し、その所有または所持にかかる漁業、漁具、採捕物、養殖物及びその製品はこれを没収する。」という規定になっております。

○戸叶委員 外務大臣、いまお聞きのように双方の専管水域を侵した者に対する刑というものが定められているわけです。日本にも日本の刑があり、韓国にも韓国の刑があるわけですが、そこではいまお聞きのように、日本の場合の量刑は二年以下の懲役または五十万円以下の罰金、またはこれを併科するところ、ところが韓国のほうは三年以下の懲役あるいは禁錮、そして五十万ウォン以下の罰金と書いてある。これで一体平等の法律ということが言えますか。対等の立場に立つて結んだ条約に付随する法律、条約は対等でなければいけないのですが、それに明らかに付随した法律ではないのですか、当然対等でなければいけないと思うのですけれども、こういう点は一体お話し合いになったのですか、お話し合いにならなかったのですか。韓国のほうはたいへん重いようなんですけれども……。

○椎名国務大臣 国内法でございますから、お互いに干渉すべきものでもないし、また干渉したからといってそのとおりやるということにもならないと思ひますが、なお法律の問題でございますか

ら、条約局長から御説明いたさせます。

○藤崎政府委員 これはそれぞれの国内法の問題でございますから、いま法律上の理屈をいたしましてはそれぞれ一方的にきめられることとてございす。ただそれに関連いたしまして協定に基づいて設置される委員会の一つの仕事として「この協定の違反に関する同等の刑の細目の制定について審議し、及び両締約国に勧告する。」こういうことはございす。

○戸叶委員 そうしますと、藤崎さん、それは国内法なんだから、国内でかつてにきめればいいんだ、こういうことをおっしゃいますけれども、しかし協定というものは両方関係があるんですね。日本と韓国との間に結ばれた協定なんですね。その協定で、日本の場合には韓国が侵したときはこれだけでいい。しかし韓国のときに日本が侵したらこんな重くするのだというふうなことを黙っていてもいいのですか。それが正当なる一つの協定の精神に基づいての法律だということが言えましようか。こういう点は全然お話しにならなかつたのですか、そういうことは国内法で、どんなに平等でもかまわぬという立場をとっていらつしやるのでしようか。

○藤崎政府委員 協定の立て方が、先ほど私が申し上げたようになっておるわけでございます。つまりお互いに相手国の近海である専管水域についてはそれぞれ排他的管轄権を持つ、排他的管轄権と申しますのは、その沿岸国だけが管轄権を持ち、他国は、少なくとも日韓間においては、他方の国は何らの管轄権を持たないということとてございすので、法律上の理屈としては私が申し上げたように解するほかはないわけでございます。

○戸叶委員 そういうことを聞いていたのではないうのです。排他的管轄権を持つ地域が両方にあるわけですね。それで片方が片方を、たとえば間違つて違反するやうなことをした場合、そのときは、日本がした場合にはたいへん重く、韓国のほうは日本がした場合には軽い、こういうことでもいいものでしょうかということを伺つてい

るのです。これは国際法上なりそれから外交上から見ても、韓国の国内法で定めるのですから、これはしかたがありません、かつてですということになれば、これからよその国との——こういう問題じゃないかもしれませんが、条約を結んで、そうしてたとえこれと同じような性格を持った問題が出てきたときに、あなたのほうは国内法で定めなさい、私のほうでも国内法で定めなさいとて、量刑がたいへん片方が重く片方が軽いという場合が出てくると思ひます。そういうのもしかたがないのでしようか。

○藤崎政府委員 あくまで法律論として私は申し上げておるわけでございます。専管水域ということの意味は、私が申し上げたように、沿岸国が管内法で一方的に処置ができるという意味合いの水城なわけでございます。それ以上にはわたりましたとあまり不均衡なのは好ましくないじやないかということになりまふと、いわば政治論になりますので、私の分野以上になるかと思ひますが、そういうことは別にしまして、法律論としては私が申し上げたやうなことでございす。

○戸叶委員 藤崎さんは法律論とおっしゃるのですね、しろうとが考えても非常に不平等だと思ひます。専管水域、排他的区域というものをお互いにつくつたわけでは、お話ししてお互いにお互いを持つてゐるわけですね。ほかの国は入らないうわけですね。双方が排他的水城というものを持つてゐて、そして間違つたことをした場合には双方が量刑をするわけでは、お話しして韓国は韓国の排他的地域に對してすることなんだから、法律のにはどんな法律をつくつてもかまいません、こういつてしまえばそれまでであつて、これは両方ともあくまでも関係があるのですから、双方がもし刑を科するならば平等にしなければいけない問題じやないですか。政治的に考えなければなら

ない問題だとおっしゃるなら、それでは外務大臣、いまもお聞きになつて、韓国のほうは重く、日本のほうは軽くてもししょうがないでしよう、こういうふうにお考えになりますか。

○椎名国務大臣 まあ両方とも二年三カ月なら二年三カ月、罰金はこれこれというふうにつり合ひをとつてやるということはありません、さうでございます。国際的慣習として、これが片方が死刑、片方は罰金というやうな非常な違いがあると、これは政治的に問題にすることもできるかと思ひますが、二年と三年くらゐの違いはどういうものでしょうね。どうもそういうことをつり合ひをとつてやつてゐるという例は、いま聞いたのですが、あまりないやうでございます。

○戸叶委員 つり合ひをとつてやつてゐる例なんて、いまありません。なぜならば、お互いに専管水域を設けて、これは排他的専管水域、こつちも排他的専管水域といつて、こつちの場合にはこうしますなといふことはいままでにあまりないと思ひます。あつたらあつて知らしていただきたいと思ひますけれども、これは一つのテストケースだと思ひます。

それで、こういう場合に、外務大臣としても、農林省にしても、一体どこまでお話しにならなかつたのですか、それともなつたのか、さうしてなつた上で日本はまあしかたがないといふふうになつたのですかどうですか、その辺のいきさつをはつきりさせていただきますと、条約を締結して三カ月もたないうちにこんな問題が起きてくるのですから、やはりこの点ははつきりしておいていただきたいと思ひます。

○藤崎政府委員 これは共同規制水域の暫定措置といふのと本質的に違つたわけでございます。お互いに相手方が一方的にやうことを認め合ふといふのがこの専管水域の本質でございますから、これについて、この中で行なわれる国内法についてそれぞれが合意するといふやうなことは、この専管水域といふものの性質からしてあり得ないこととてございす。

○戸叶委員 合意を認めなくてもいいですけれども、その間話し合つて、紳士的に、あなたのほうがかうなら、こちらがかういふことは当然やべきじやないですか。両方に関係のある国内法

です。両方に關係がないというなら別ですけれども、両方にお互いに専管区域があつて、お互いにこつちを侵したとき、こつちを侵したときという問題があるのですから、当然話し合つて紳士的にきめるべきじゃないですか。合意をしないまでも、こういうふうにはしませんが、こういうふうにします、まあしかたがないでしょう。合意はあるべきじゃないですか。せめてその点はあるべきだと思ふのです。

○藤崎政府委員 私はいま協定交渉の段階においてのお話かというふうに承つたものでございますから、あのようによつて御答弁申し上げましたが、將來、先ほど大臣からもお話しがありましたように、非常に均衡を失するといふような場合に、何かその点について注意を喚起して、お互いに紳士的に話し合ひをするといふことが封ぜられておるといふような性質のものではないわけでございます。それがたゞ法律上の権利として主張することかなんとかいふ性質のことじゃないといふことを申し上げておるわけでございます。

○戸叶委員 そうすると、外務大臣は、これは不平等であるけれども、片一方が死刑で片一方が罰金何万といふふうなことがないのだから、まああたりまえでしょうといふお考えなんですね。その点は念のために一応伺つておきたいと思ふのです。

○椎名國務大臣 問題が国内法上の処罰にいま進展しているわけでもございませんので、この問題についてはさう突き詰めてここで論及するだけの切迫した事情にもありませんので、この点はひとつ後日の研究として、どういふふうにか考へたらいいのかわ、私も研究してみたいと思ふのです。

○戸叶委員 大体条約が結ばれてから研究するなといふのはおそいのです。結ばれる前にこういうことは當然十分審議し、研究した上でやっていた方がいいものだと思います。

ここのけにおられませんか先に進みますが、この韓国の漁業資源保護法といふのは李ラインの裏づけとして決定をされたものである、私も

こういうふうには承してゐるわけですが、だからこの法律に対しての何らかの意思表示がない限りは、李ラインといふものはどうも消えないのじゃないか、こういうふうにか考へるわけでございますけれども、政府のこれまでの答弁を聞いておりますと、条約といふものは国内法に優先するのだ、だから日本と韓国との間の条約を結んだ以上は、韓国の国内法よりも条約が優先するのだ、こういうふうなたびたびの御答弁でございました。それは一体韓国のほうでは、条約と国内法を比べて条約のほうが優先するといふ理解のもとに今回の条約が締結されたかどうか、これは国際法的にはきまつていないと思ひます。条約が国内法に優先するとかしないといふのは話し合ひできめるものだと思いますけれども、韓国とのこの漁業交渉の過程において、条約は国内法に優先するものとすといふ話し合ひがされてゐるかどうか、日本の国がかつてに考へてゐるだけではないかどうかといふことを、念のために外務大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○藤崎政府委員 国際法上の問題でございますので私から答弁させていただきますが、条約が日本と韓国との間においては唯一の法規であるわけでございます。韓国にしましても日本にしましても同じでございますが、それぞれの国内法を理由にして、協定、条約上の義務を免れる、それに藉口して条約上の義務を免れるといふことはできないのでございます。これは国際法上確立されてゐる原則であつて、もし法律でいかにいふにも条約上の権利義務を曲げられるものならば、幾ら条約を結んでも意味がないこととなりますから、この点は国際法上疑問の余地のないところであらう、かように考へております。

○戸叶委員 それでは韓国が漁業資源保護法によつて日本に対していろいろと不法なことを言つてくるといふことは許されないと日本は解釈しておりますけれども、韓国はどう解釈してゐるのですか。

○藤崎政府委員 私は韓国がどう解釈してゐるか、正確には存じませんが、何かで、この条約があつたにできた条約であるから、本質的には、韓国の国内法上同等の効力のものであるにしても、後法が先法に優先するといふような理屈があるといふようなことを何かで読んだことがござい

ます。○戸叶委員 条約が国内法に優先するといふことは、さういふ意味であらうと思ひますが、これは向こうの責任者から私が直接聞いたこととございませぬ。しかし、向こうがどういふ法理論、説明をとりましようが、さういふことは關係なしに、日本はたゞ協定上の権利を主張すればよいし、協定上の義務を守りさえすればよいわけでございます。

○戸叶委員 条約局長はさうおっしゃいますけれども、日本の解釈と韓国の解釈とが違つていたときに——いや、条約といふものは両方の解釈が一致しなければいけないのです。ところが、日本でこゝろ解釈しても韓国が同じに解釈しない。その間に合意を見てないからこゝろいろいろの問題が起きてくるわけなんです。だから私は、向こうがどう解釈しようともさう思ひますといふような答弁では納得できないのです。さうしますと、私はこれからいつでもいろいろな問題が出てくると思ふのです。この漁船拿捕の問題だけじゃないです。漁船拿捕だつて今後私はまだ問題が出るのじゃないか、経済協力だつて問題が出てくると思ふのです。お互いに条約を結ぶときにしっかりと合意してあれば問題はないのです。ところが韓国の国会の速記録と日本の議論とが違つてゐる、さういふ悲劇を持った条約であるだけに、いろいろな問題が起きてくるのです。だから条約局長がどんなにいま口をすっぱくして、韓国がどうあらうとも私たちは国際法上さう思ひます、なにを思ひますと言つてみても、相手方がそれに乗らなければどうしようがないわけなんです。そこで私がもう一度念のために伺ひたいこと

は、なぜこういうこととぐらひははっきりさせなかつたのですか。あの条約を結ばばあなたの方の国内法よりも優先しますよぐらひの同意がなせ得られなかつたのですか。それぐらひのことはしておいてしかるべきじゃなかつたかと思ふのです。

○藤崎政府委員 今度の事件の場合でも、向こうは専管水域を侵したといふことを言つておるわけでございます。李承晩ラインを侵したとは言つていない。だからその点について、今度の協定が漁業資源保護法との關係で不明確である、食い違ひがあるといふ問題ではないわけでございます。○戸叶委員 そんなことないですよ。その辺のところが韓国のほうでははっきりしてゐないのです。専管水域といふことを言ひながら、漁業資源保護法といふものをたてにとつて、李承晩ラインはないところのほうで言つても、韓国のほうではあるといふふうな頭の上で判断してゐるからいろいろの問題が出てくるわけなんです。それじゃ伺ひますが、きのうの参議院の予算委員会、藤崎条約局長だと思ひますけれども、専管水域だけにはこの漁業資源保護法が残る、こゝろの辺のことはもう一度詳しくおしやつていただきたいと思ひます。

○藤崎政府委員 そのときの御質疑が、専管水域を侵した場合には韓国のほうではどういふ法律によつて処罰するのかわかるといふ御質疑であつたわけでございます。日本の国内法のこととは、先ほど水産庁当局から説明がありましたように、はつきりいたしてあります。韓国のほうは、協定成立後特別の立法措置をとつたといふことを承知しております。そのおそくは漁業資源保護法の規定によつて処罰するのではなからうかといふことを、わざと推測と言つて断つて申し上げたわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、漁業資源保護法といふものは、韓国はやはりそのまゝ残してゐるんだ、これによつて処罰するといふことになるわけ

だ、これによつて処罰するといふことになるわけ

です。

○藤崎政府委員 そのままとおっしゃるとまた語弊があるわけですが、私どもは、先ほど来申し上げておりますように、漁業協定というのが効力を生じた今日におきましては、これと矛盾する限りにおいては漁業資源保護法というものが効力を持つということはあり得ない。したがって、専管水域内においてはこれによって処罰されることを考えられる、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○戸叶委員 そういうことは韓国とお話し合いになっているんですか。こちらで一方的に解釈をしているわけですか。

○藤崎政府委員 推測で、私がそう考えたということにすぎません。

○戸叶委員 もしも専管水域内の事件に対して漁業資源保護法で罰するということになりますと、漁業資源保護法は生きているということになりますか。その部分だけ生きているということは、こつてかたてに解釈するだけであって、向こうではそういうことは考えられないのじゃないのですか。

○藤崎政府委員 先ほど来申し上げておりますように、向こうも李承晩ラインがそのまま生きておるとは考えてない、つまり李承晩ラインを越えてきたからつかまえたという立場はとっていないわけでございます。ということは、漁業資源保護法がそっくりそのまま生きておるとい立場じゃないだろうというところでございいます。

○戸叶委員 外務大臣、いまの藤崎条約局長のお話を聞いておりましたも、向こうは漁業資源保護法がそっくり生きているということじゃないだろうと言われる。ないだろうという、推測しかできないのです。やはり両方で友好条約と政府が宣伝されるからには、そういうことをもつとはつきりさせておいたほうがいいとお思ひになりませんか。向こうに対しては、何か探りを入れるような形で年じゅう発言して、日本だけはきちんと

したものを持って、こういうふうなやり方で、ほんとうの外交ができればいいか。ちよつとそういうところを心配するのであれば、この点を伺いたいと思います。

○椎名国務大臣 協定はもうはつきりして、日韓の漁業秩序というものはもうはつきりしている。ただ専管水域内の問題は、向こうの国内法の問題になりますから、人のうちの内部のこととてやかくあまり言うべきものじゃないので、そういうことで何かはつきりしないような印象をお受けになると思いますが、漁業協定に関する限りにおきましては、両国の漁業上の秩序は非常にはつきりしております。

○戸叶委員 はつきりしていないから、あつちこつちで問題になるんじゃないですか、大臣。しかし、その問題はそれくらいにしますけれども、大臣が内閣委員会で、この漁業資源保護法は、個人の意見ですけれども、改廃したい、改廃を望むというようなことをおっしゃったわけですから、どういふところを改廃したいというふうにお思いになったのか、伺いたい。これを全然なくしてしまいたいというお考えであつたらうと思ひますけれども、この点を伺いたいと思ひます。

○椎名国務大臣 従来からあつたものを間に合わせに使うというふうなことをしなして、新しい漁業秩序に即して、従来のものはこれを廃止して、そして新しい漁業協定の秩序に従つたものを新しくつくるというところのほうが非常にはつきりするのではないかと考えたものであります。適当の機会に——これは私的勧告です。日本の当局者が向こうの当局者にも言うというふうなことになる、内政干渉になりますから、そうじゃない、そういう希望を述べてみたい、こう申し上げたことがあります。

○戸叶委員 従来日本の国会では、条約がよその国との間に結ばれますと、私などいつても、この条約を締結することによって国内法を変えなければならぬのは何と何ですかというのを聞いて、非常に紳士的にやっていたつもりだと思つた

です。ところが、韓国との間は、条約を結んでも、それに関係のある国内法でも何でも、その協定なり条約に従つての秩序ある法律に変えなければならぬにもかかわらず、それをそのままにしているというところにはやはり問題があるわけでございます。そういう点を、いまおそいと思ひますけれども、もつと根本的な問題としてお話し合いになっていただきたい、こう思ひますけれども、この点はいかがでございますか。

○椎名国務大臣 国と国と話し合うことはもう尽きておるのですから、あとは国内法の問題ですから、これは私的勧告の程度で申し述べたいと思ひます。

○藤崎委員 関連をしてお伺いしておきますが、いまも戸叶委員が指摘をされましたように、外務大臣はせんだつての内閣委員会で私の質問に対して、大臣個人として、韓国の漁業資源保護法は廃棄されるように勧告をしておつたといふました。その根拠は、漁業資源保護法が日韓漁業協定と矛盾する部分を含んでおるから、全体として漁業資源保護法の廃棄を勧告されるつもりなのか、それとも矛盾しておる部分のみの改正を言われるつもりですか、どちらですか。

○椎名国務大臣 それは向こうの選択にまかしても、いずれにしても、漁業協定に反する、あるいはまぎらわしい点、そういうものをはつきりと取り除いていかれるほうが間違ひが起きないからいいのではないかと、こういうふうにお考えですので、そういう趣旨の勧告をしたい、こう考えております。

○藤崎委員 そうしますと、昨日の参議院予算委員会の答弁とも合わせまして、日本政府としては、もしかりに専管水域で違反が起つた場合には、専管水域内の問題であれば韓国が漁業資源保護法で措置してもやむを得ないというお考えですか。

○椎名国務大臣 権限としてこつちから言うわけにいかぬと思うのです。向こうの専管水域内の違反をどういふ法律に照らしてこれを処罰するかと

いうことについては、向こうの国内法の問題でありますから、権限を持って有権的にこつちから主張するわけにはいかないのではありません。

○藤崎委員 昨日はそういう答弁ではなかったでしょう。専管水域内の問題であれば、漁業資源保護法が生ずるようなことをあなたの方は答弁したじゃないですか、はつきりしてください。

○椎名国務大臣 どういふ法律で処罰するかと考えるかというわけでございますが、わかりませんと言へばそれきりの話ですが、そうも言えないから、漁業資源保護法というものを活用しておるのではないかと、推測して申し上げたのです。

○藤崎委員 そうじゃないのです。わからぬことはないのです。韓国のほうには内務部長官がはつきり言つておるじゃありませんか。今度の事件は日韓漁業協定の第一条と韓国の漁業資源保護法によつて処罰する、そうはつきり言つておるのです。つまり漁業資源保護法がその措置の対象になっているのです。根拠になつておるのです。しからば、あなたの方がこの漁業資源保護法のうち、専管水域内における犯罪については、この漁業資源保護法が適用されるであらうとおっしゃいましたが、適用されてもやむを得ない。どこからそれが出てきますか。この漁業資源保護法のどこからそれが出てきますか。専管水域内であればやむを得ないという考えはどこから出てきますか。あるいは、専管水域内であればこれで処罰するであらうという根拠は、これのどこから出てきますか。条約局長は、政治的な問題を抜きにして、法律上の解釈をえらひ得意とされた答弁をされますが、法律的に見て、どこからそれが出てきますか。

○椎名国務大臣 そうあらねばならぬということをおっしゃつたのではないのです。何が適用されるであらうかという御質問でありましたから、あるいは新しく立法措置をとらなければ、漁業資源保護法というものを使つてやるということもやはりあり得る、こう考えたからそういう答弁をしたまでにはすぎないのです。そうすべきだとか、必ずそうだろうとかということではなくて、一種の想像

を述べたまでのことでありまして、いずれにいたしましても、先方の国内法の問題でありますから、推測の域を出ないつもりで答弁をしたまでであります。

○橋崎委員 それでは関連ですから、あと一問だけ聞きます。

これはやがてはつきりすることですが、もし起訴された場合には、その起訴の根拠が漁業資源保護法である場合には、日本政府としては不当であるという抗議をされますか。それは二つあります。いいですか。念のために言うが、二つあります。専管水域内で違反を起してないからという抗議のしかたもありましようが、もし違反をした場合、違反しておるといふ仮定になればどうされますか。この二つの場合。

○椎名国務大臣 仮定の問題ですから、私はお答えいたしません。(橋崎委員、「やがてはつきりする」と呼ぶ)やがてはつきりしたら、その場合にいいか悪いか、もちろん申し上げたいと思えます。

○赤路委員 関連して。——いままで大臣をはじめ政府当局の答弁を聞いておりました、こういうふうにしてもいいと思うのですが、法律論でいけばこういうことになる、しかしながら、政治的判断によってこうしておるのだ、こういうふうになると、法律論的な規定というものと、そうして政治的な配慮というものとが混同しないわけなんです。いままでの質問に対する御答弁を聞いておきますと、その点がどうも混同しておる。だからなかなか質問するほうでも納得のいきない点が出てくるのだと思うのです。そういう点で、ひとつ答弁に対して十分御注意を願いたいと思うのです。

○橋崎委員 さっきの大臣の答弁は、これははっきりしておいてください。漁業資源保護法で今度の起訴を行なうとすれば、これは不当であるのかどうか、はっきりしてください。そのときにならぬとわからぬでは困ります。はっきりしてください。

○椎名国務大臣 専管水域を侵していないのでございませうから、起訴というようなことは考えられない。

○橋崎委員 それでは、私は関連ですから、私の本番のときにさらにこの問題を発展させたいと思えます。

○戸叶委員 いまも橋崎委員からたいへん重大な質問をされているわけでございませうけれども、おそらく私がそれを繰り返しても大臣は答えていただけないと思えますので、私は繰り返しませんけれども、いま赤路委員の言われましたように、政治的な問題で多分に解決しなければならぬ問題でも、何か法律的に逃げようとしていらつしやる条約局長の答弁というものは、少し親切がなさ過ぎると思うのです。そういう意味で、大臣を含めてどうぞこれは考え直していただきたいということを要望します。

そこで、追跡権の問題なんですけれども、先ほど午前中に出了ました専管水域から共同規制区域への追跡権というものは、国際法上これは許されておらない。そしてまた、しかも韓国と結んだ協定の中にも追跡権というものがあるということも話して合っておらないし、その協定の中のことから出てこないから追跡権はありません、こうおっしゃったのですけれども、そのとおりですね、大臣。

○椎名国務大臣 そのとおりでよろしいと思えます。

○赤路委員 関連。——違う。それは大きな違いがある。それは藤崎さん、あなたが、日韓特別委員会、十月二十九日に、民社の春日さんの答弁に答えておられますね。その答えは「領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約でございませう。公海に関する条約の第二十三条によりまして、お示しのとおり領海で沿岸国の法令に違反した場合、それから、ある限定された場合に、接続水域内で法令違反があった場合に追跡権がある、これは公海にまでも及ぶ」というふうに言っておられます。私が内閣委員会であなたにこの点の

答弁を求めたときに、やはり追跡権がないとあなことは答弁された。私はそうではないと言つて、このことをよく調べてみますと——これは議事録ですから間違いない。あなたはそう言っている。けさ藤崎君が質問したときにもあなは言っていない。間違つていて。どちらがほんとうなのか。どちらかを消さないで。

○藤崎政府委員 私が、追跡権の問題について、全般的に説明しないで、部分的に説明したためにあるいは誤解を生じたかと思いますが、接続水域から追跡を開始する場合に目的が限定されておる、それは四つだけであつて、関税上、財政上、入国上と衛生上、これは赤路委員の御質疑のときにはつきり申しました。

それから先ほどお読み上げになりました日韓特別国会のときも、そういう趣旨で、接続水域から限られた場合に申しましたのは、抽象的に同じ趣旨で申したつもりでございまして、その間にそこは存じしております。

○赤路委員 これは少し議論になりますが、私はやはり関連ですからあまり深くはいたしません。

それではあなたにお尋ねしなければならぬが、財政上とは一体何か。接続水域の第二十四条ですが、あれにある財政上というのは、これは一体何なのか。そうすると財政上というのは海の上のことです。海の上のこと、あるいは海面か、あるいは海中か、このところの財政上ということになれば、かなりいろいろ入ると思うのです。よ。あなたはこういうふうなことを理解されていませうか。

○藤崎政府委員 この規則の違反が起るのが海の上というふうには限定されておらないのでございまして、領土内または領海内において、関税上、財政上、入国上または衛生上の規則の違反、そういうものが起るのを防止する。その防止を接続水域で行なえるということでありませう。財政上というのはどういう意味かという御質問でございませうが、私いま、この条約を採択したと

きの会議の記録など持っておりませんから、あまり正確なことは申し上げられませんが、想像するに、おそらく為替管理の規則その他のことを念頭に置いてのことではないかと存じます。

○赤路委員 そうすると、いま接続水域の中におる魚をとつて沿岸国に損失を与えるというふうな場合はどうなりますか。財政上にならぬですか。

○藤崎政府委員 そういうことを念頭に置いてのことではないと考えます。

○赤路委員 これはまあ見解の相違だと思ふわけなんです。あなたは内閣委員会のときから大体それをたてておられるわけですが。あなたは石橋質問に答えておられる。できれば私は見せていただきたいと思うのだが、国際法の教科書によつて云々ということをおっしゃっている。だからあなたたの国際法の教科書というものがあつたらうと思うが、できれば私は見せてほしいと思ふのですが、どうですか。だから私の言いたいのはこういうことなのですよ。今度の場合、私たちがどう言おうと云おうと、一応国と国との間条約のことでございませう。で、きつておることは事実なことです。それがいいか悪いかは別だ。で、きつておることは事実なことです。その事実の上に立つてどうした問題が起つたのだから、その起つた問題を説明しながら、再びこうしたこと起さないようにするというのが、私は政府の役目だと思ふのです。私たちがどう反対しようかと、どうこれにけちをつけようかと、それは別だ。あなたたちの立場としては、二度とこうしたものを繰り返してはならぬ、そのことを中心にして、だからわれわれはこういふ解釈をしておつた、法律的な解釈はこうなんだけれども、政治的判断を誤つたからこういふ事態ができたのだということであるならば、それはそれなりに正直に言はばいい。そうして今後関連のないような方向に持つていくということが私は役目だと思ふ。そこで質問することばの一つ一つ、の、私もことばじりをとつておるかもしれぬが、そうしたことばをなんば繰り返したつて、これは前進しないのですよ、率直に言つて。そうでしよ

う。だから、われわれがなんば言ってみたって、いまの専管水域の中の排他的管轄権、裁判権まで全部向こうに渡していることは事実なのです。これが国際法上根拠がなかるうが、前例がなかるうが、そういうことは別だ。渡しておることは事実なのです。その前提の上に立ってわれわれはこれは間違っておるでしよう、こう言っているわけだ。間違っておつても、これはもうできてしまっている。どうにもならぬでしよう。だから私のほんとうに言いたいことは、先ほどもちよつと触れましたけれども、この場だけを何とか答弁すればよろしいというふうな考え方はやめましよう。そうしてやはり根本的に考えていく、そういうふうな気持ちで戸叶委員の質問に対しても御答弁願いたい。私はよほどきき、鯨岡君の質問に対してあなたがあんな答弁をしたから言いたかった。しかし私が関連質問するのは失礼だと思つたからやらなかつたわけだ。だからとにかく、どちらにいたしましても、その場のがれの答弁でなしに、やはり自信を持って、私たちが間違つておつたら遠慮することなくたいてくさい、かまいませんから。われわれが間違つたことを言つて、ただたかねければ、自分の言つたことが正しいのだと思つて鼻を高くすれば困りますからね。やはりわれわれだって勉強していききたいのですから、そういう点はひとつまじめにやっていたきたいと思ふのです。それだけ希望します。答弁は求めません。

○戸叶委員 それで、念のためにはつきりさせておきたいことは、いまも議論がありましたように、追跡権というのは領海及び接続水域に関する条約の二十四条、それから公海に関する条約の二十三、二十四条、これに限られた場合にはあるけれども、ほかの場合には追跡権がないというのが国際法上の解釈である。そこでさらにもう一つの点は、日本と韓国との条約の中に追跡権の問題は触れておらない、こういう点から見ると追跡権がないのは当然である、こういうふうに解釈していいわけですね。

○藤崎政府委員 そのとおりでございます。さらにそれにつけて申し上げますならば、協定の第四条に「漁業に関する水域の外側における取締り（停船及び臨検を含む。）及び裁判管轄権は」とございます。それはいわゆる旗国のみが行なう。はつきり地域的に分割しておるわけでございます。この規定からも、さらに根拠を示せと言われれば類推することができるといえると思ひます。

○戸叶委員 そこで、先ほどの質問の中にも、はつきりと向こうから追跡権のことは云々言つてこなかつたというふうな外務省の御答弁があつたと思ひますけれども、ともかく私たちは、韓国の新聞などの報道で追跡権云々、あるというふうな発言を見ているわけだ。したがってやはり追跡権はない、限定されたものだけじゃないのだといういまのおつしやつたその基礎に基づいてどこまでもそれを向こうに知らせるようになっていただきたいということが一つです。

それから先はちよつとわからなかつたのですが、藤崎条約局長が、この船の発見されたところと、臨検拿捕されたところとははつきり分けることが必要である、何かそういうふうなことをおつしやつた。藤崎さんじゃなく、小川さんでしたか、おつしやつたのですけれども、今回の場合は臨検拿捕されたところと、それから船が発見されたところとはどういうふうな違つていたのですか。そしてまた違つたということによつてどういうふうな解決が違つてくるのですか、これを伺ひたいと思ひます。

○小川政府委員 船が発見されたところというところはちよつとあいまいでございますが、事実関係を申しますと、事実が逆にかのぼるわけでございます。拿捕された地点があるわけでございます。それ以前に操業した地点があるわけでございます。そこで拿捕された地点が専管水域の中であつたか、それ以前に操業した地点が専管水域の中であつたか、それ以前に操業したかという問題に分かれるわけでございます。発見

見ということばをもし申しましたら、そういう意味で……。

○戸叶委員 で、日本の解釈は両方とも専管水域外であつた、こういうふうな言つていいわけですね。

○小川政府委員 そのとおりでございます。

○戸叶委員 それで韓国のほうは、操業が専管水域の中でやつて、そうして拿捕し、そうして殴打したり、いろいろ暴力を加えたところは共同規制区域であるというふうに解釈していいわけですね。

○小川政府委員 韓国の説明は、当初いろいろなことを言つておりました、はつきりいたしませんでしたが、釈放交渉に移りましたからは、操業も専管水域の中であるし、かつ拿捕をしたのも専管水域の中であると言つておるわけでありまして、

○戸叶委員 今回の行為に対して日本の政府は、計器なり何なりでははつきりしているわけですか、この問題については条約上の観点からみればとも強く、いまのようなまぬるい形でなくて、もつと強く臨んでいただきたいと思います。

そこで先ほど韓国が不法行為を認めないで、自国の立場のみを主張して起訴をしたときにどうするかというふうな鯨岡さんの質問に対して、最初のとときには、外務大臣が、二度は起きないようにいたしますと、こういう答弁であり、二回目には、いんたしますと、無効であり、両国の合意でできた漁業上の秩序を守れないのは重大なことであるやうな、こういうふうにお答えになつていらつしやるわけですね。私はそのおこたを別にとらえるわけではございません。ただそういうことだけでは、ちよつと納得がいかなないのじゃないかと思ふのです。韓国のほうはどうかでもがらばつて、そして起訴でもするやうなことがなつたときに、二度行なわれないうにいたしますとか、あるいはそれは重大ですと言つただけでは済まされないのであつて、あくまでもそういう不法なことを主張するならば、もつとき然たる態度で日本も臨んでいかなければならないと思ふのですが、この

辺の決意のほど、そしてどういうふうなところまで、自分はそういうふうな韓国が出るならばどうするのだという決意のほどをお示し願ひたいと思ひます。

○椎名國務大臣 起訴はあり得ないと思ひます。だいたいこちらは事実関係を相当にはつきりと向こうに説明しておりますし、ある程度向こうにわれわれの説得力がある反応を示してきておるのじゃないかというふうに思ひますので、起訴はあり得ない、こう考えております。

○戸叶委員 絶対にないという確信を持つて臨まれていられるわけですか。

○椎名國務大臣 まあ、ひとのすることでありまして、自分で引き受けるわけにまいりません。しかし、これはあり得ないと思ひます。

○戸叶委員 だから私は心配するのです。入のすることだから心配するわけなんです、しかもいままでそういうことはありません、だいたいようぶですと答弁されたことがみんな裏、裏と返されて出てきておりますので、今後のことについて心配だと思ふのです。だからもしも万一そういうことがあつたらば、経済協力の面でも何でも考え直すというやうなところまでの決意を持つて臨んでいただけるかどうか、この点も伺ひたいと思ふのです。

○椎名國務大臣 あまりそういうことを先走つてここで論議することはよろしくないと思ひます。私は仮定の御質問ですからお答えしない、こういうことであります。

○戸叶委員 しかし、相当重大な決意を持つて臨まないで、なかなかこの問題は解決しないんじゃないですか。そうだとするならば、この日本の国会で、仮定の質問ですから、仮定の質問ですからというやうな、なまっちょろい返事であつてはならないのであつて、それこそ経済の問題でも何でも重大な決意を持つて臨みます、このくらいの決意を持つていただきたいたいと思ふのですが、いかがですか。

○椎名國務大臣 非常にこれは大事な問題であり

まして、これをうやむやに解決すべきではない。ことにこういう問題をうやむやにいたしますと、続いてまた第二、第三の問題が起つてまいります。協定は十分にすぎないよう、漁業秩序はあらゆる場合を想定して、間違ひのないようにできておきますけれども、これに従わぬということになる、これは問題は無限に今後生まれてくるわけでありますから、そういうことのないようにこの際は十分にけじめをつけて解決したいと思ひます。

○戸叶委員 もう一点だけ伺ひたいのですが、経済協力の問題で、まあ協定からいへば五千万ドル、そのうちの五百万ドルは焦げつき債権を引くことによつて四千五百万ドルは一年間に向こうにやることになるのですが、それに対して韓国のほうは九千五百万ドルというふうに発表しておるわけですが、それに対して参議院の予算委員会では、これは九千五百万ドルと韓国が言つて、日本は五千万ドルと考えておられます、こういうふうにはおつちやつておられますけれども、こういうふうには韓国のほうでそういう発表をするというからには、何らかの根拠がなくてはならぬと思うのですが、これは一体どういうことなんでしょうか、この点はつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 まあ、希望を率直に提出したのだらうと思ひます。むろん内容によつては日本で調達しにくいものもあるだろうし、いろいろあるでしょう。いずれにしても四千五百万ドルというところに落ちつくわけでございます。その中から四千五百万ドルが選択される、そういうことになると思ひます。

○戸叶委員 韓国の希望を言っただけにすぎないというふうに政府がお答えになりますので、そういうふうにするおに受け取りますけれども、ただ協定の中を見ても、日本の合意さえあれば繰り上げの支給もできるということになっておるわけでございます、おそらく韓国ではそういうようなことも言つてくるのじゃないかと考えますけれども、

ども、日本政府としては絶対に繰り上げてほしいというふうなことを言われても繰り上げないというふうなお考えを持ていらつしやるかどうか、この点もちょっと伺つておきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 協定の上では、多少の出入りはある得ることになっておりますけれども、現実の財政状況からいまして、とてもこれを變更するということとは考えられない、こういうふうにお考えしております。

○戸叶委員 私はこの問題に關しての質問は終わりますけれども、ともかく国民が非常に不安に思つておりますし、政府が日韓との友好条約であるということを宣伝したにもかかわらず、日わずかにしてこういうことが起きたということは非常に問題でございますので、一日も早くこの釈放を要望し、船も返してもらひ、そして間違つていた点は指摘をして、はつきりさせていたきたいということをお願いいたしまして、一応の質問は終わりたいと思ひます。

○橋崎委員 閣下して—理事会の決定によつて、私、本番の質問ができないうすから、関連で少しばかり先ほどの問題を詰めたと思ひます。

漁業資源保護法の問題は重大ですから、私はあいまにはできないと思ひます。これだけは明確にしておいていただきたい。そこで韓国の漁業資源保護法が専管水域に限つてはそれは有効であるというふうにお考えられますか、それは不当であると考へられますか、はつきりしてください。

○藤崎政府委員 専管水域内のこととは、向こうの国内法の問題でございますので、先ほど来推測であるとか、そうであると思ひますとか、いろいろ間接的な表現をいたしておるわけでございます、私もどもいたしましては、立場上有権的にかくかくあるべきものというふうには申し上げられないわけでありませう。

○橋崎委員 それでは現行の韓国の漁業資源保護法は局長も御存じでしょう。この現行の韓国の漁業資源保護法と日韓漁業協定との関連において有

効であるところがありますか。

○藤崎政府委員 これは向こうの国内法でございますから、一々の条文について申し上げるわけにはいきませんが、抽象的にはたびたび申し上げておりますように日韓漁業協定に矛盾する限りにおいては、そういう局面においては、この法律は効力を有し得ないはずである、こういうふうに考へております。

○橋崎委員 念のために、私は絶対にそういうこととはあり得ない、日韓漁業協定とこの漁業資源保護法は完全に矛盾するものであると指摘しておきたいと思ひます。なぜならば、この韓国の漁業資源保護法は、専管水域並びに共同規制水域にもこれは関係はありますね、そういう意味では、この韓国漁業資源保護法は、許可を要する部分には関係があります。だから、専管であろうと共同規制水域であろうと、この韓国の漁業資源保護法は日韓漁業協定とは全然矛盾するものである、そうはつきり日本政府としても認めるべきであらうと思ひます。あいまには許されませう。

○藤崎政府委員 韓国の専管水域外の水域におきましては、日本の漁船に漁業資源保護法というものが適用されることはあり得ないという意味ならば、お説のとおりでございます。

○橋崎委員 私が心配するのは、向こうは漁業資源保護法の觀念でござるから、共同規制水域の地点においても拿捕し、連行し、あるいは起訴の問題がいま中心になつておるではありませんか。それは韓国の漁業資源保護法が生きておるといふ観点から見ればそうなるでしょう。だから、この関係からいけば含まれますよ。だから、この漁業資源保護法は日韓漁業協定と全面的に矛盾する。したがつて無効であるという立場をとらなくては問題の解決にはなりませんよ。

○藤崎政府委員 今度の事件につきましては、先ほどアジア局長が申し上げましたように、先方の立場は専管水域内のことであるという立場でございます。したがつて、共同規制水域は関係がないわけでございます。この共同規制水域内における

取り締まりは、当然専管水域の外側でございますから、第四条によつて旗国にあるということとは協定上はつきりいたしておるわけでございます。

○橋崎委員 日本政府としては、どうしてもこの漁業資源保護法は無効ということをやつて向こうに宣告する必要があると思ひます。

それでは、関連ですら、いま一点だけ伺ひをしておきますが、もし起訴をされるようなことがあれば、第九条による外交上の経路を通じて解決するものというこの項から見れば、もし起訴された段階では、外交上の経路による解決ということとは、ほとんどできないというふうな解釈してよろしうございませうか。

○藤崎政府委員 先ほど大臣から答弁がありましたように、今度の事件につきましては、現在の段階においてそういうことを仮定して御答弁申し上げることは差し控へたいと思ひます。

○橋崎委員 仮定の問題ではないんです。関係漁民は非常に関心を持って、どうなるか、起訴されるのじゃないかと心配している。まだ帰つてこないじゃないですか。それを仮定の問題だなんて言つて、日本政府の態度を明確にしないのは、私はまことにけしからぬと思ひます。もう少し事態を真剣に見てもらひたいと思ひます。いま私のところには、関係漁民からたいそうな陳情が来ております。要求書が来ております。日本政府の態度はまことにけしからぬ。なまぬるい。かつて漁業協定の審議の最中に、十月二十九日の戸叶委員の質問に答えて、条約というものは解釈の合意ができていないといへないと言つたときに、佐藤総理は何とおつちやいましてか。實際上支障が起つたらねばあまり問題はないんだということを言われました。ところが、漁業問題についてはこの合意ができてないということは、さつそく安全操業の問題、人命の問題にかかわるんです。だから、漁業問題においては寸分も解釈の相違なんというとは許されないうす。したがつて、私はもう少し真剣にこの問題は考へてもらひたい。仮定の問題じゃないんですよ。現実に拿捕されている。

帰ってこないじゃないですか。したがって、もし起訴されるといふような事態になれば、あなた方の外交上の円満な解決というものはできない段階だと私は判断をすべきであらうと思う。第九条による外交上の経路を通じての解決は、もはやできない段階であらうというふうに日本政府としては判断をして、では次にいかなることをすべきかということをおは真剣に考える必要があると思ふのです。

○椎名国務大臣 先ほどから言っておるように、私も決まらないうえに、あるいは真剣にやらぬとか、そういったような御批判を受けるような、そういう問題を軽視して、ただ向こうの措置を待つておるといふような状況ではないのでありまして、ほんとうに真剣にこの問題については交渉を進めておるが、その反応が見えてきたと私は信ずるのでございまして、起訴はあり得ない、そういう心境でこの問題の処理に当たっております。

○榑崎委員 それは私もそう望みます。しかし、いまあなたは確信をもって言われましたが、もし起訴されたら、あなたは責任をとりますか。重大問題です。

○椎名国務大臣 どういうふうに責任をとればいいのですか。

○榑崎委員 それはあなたがおっしゃてくださいます。

○椎名国務大臣 起訴はあり得ない、かような確信のもとにこの問題を処理しております。

○榑崎委員 そうありたいと思ひます。もうこれ以上は私は押し問答はいたしません。そこで、もし重大事態になれば、先ほど戸叶委員が言われたように、何らかの経済的な制裁の措置——日韓の合同委員会が明日ではございせんか。船舶の輸出の問題もピークにきておる、こういった問題も考慮して対処なさるべきであらうと思ひ、いま一点は、もし重大事態になれば、第九条に基づいて仲裁委に持ち込んで問題をはっきりすべきであらうと思ひますが、その点はどう思われますか。

○椎名国務大臣 第九条に持ち込まないで問題を解決したいと思つております。

○榑崎委員 そうありたいということは私も言つておるんです。もし重大事態になったならば仲裁委に持ち込むということも含めて、日本政府としては対処されるべきであらうと思ひますが、いかがでありますか。

○椎名国務大臣 軽々にあまり問題を仮定して論議するということは、この問題の解決のためにあまりいい影響を与えるものではない、こう考えております。

○高瀬委員長 鯨岡兵輔君。

○鯨岡委員 先ほど午前中に、私から第五十三海軍の事件について質問をいたしました。事はやはり国民が憤激している問題でございまして、詳細にわたつていい質疑応答が繰り返されまして、どうか当局としては重大な決意を秘めて、言うことを聞かなければこれをこうするんだとか、ああするんだとかいうことをここで論議し合うことは百害あつて一利ないこととすし、賢いことだと思ひます。そんなことを言うほどやばではございませんが、重大な決意を秘めてひとつ嚴重に抗議をしていただきたいと思ひます。

特にこの際委員長に申し上げておきますが、このごろは、アジアの問題は非常に流動的だとなぬものがあります。特に追はれておる中国に対する日本の考え、さらには核兵器を持たない安全保障をどうやるかといういろいろな問題があつて、アメリカあたりでも、フルブライト提唱によるところの委員会みたいなものを開かれておるようですが、ひとつこの国際情勢の審議にあつては、もう少し時間をとつて外務委員会でも十分のやりやうと思ひますが、予算委員会等の関係もあつて大臣の御出席がなかなか得られない。まことに私は残念に思つておる。きょうはこれからはいろいろお尋ねしたいことがあつたのですが、条約審議の問題もありすから、私の質問は後日に保留をいたしますけれども、どうかそういう心組んで大臣からいろいろ

お考えになつておることを述べていただきたい、そういう機会をこの委員会でもどんどんつくつていただきたいということを委員長にお願ひを申し上げて、私の質問を保留いたします。

○戸叶委員 それに関連して、いま鯨岡さんから、私もどの望んでいたことに對しての発言があつたわけでございまして、場合によつては金曜日の条約審議の日にも一部の時間をさいて国際情勢の審議をするということも考えるなり、あるいは国際情勢の審議に對しても一日ふやすということもあとで理事会でおきめを願ひたい、こういうことを委員長に要望したいと思ひます。

○高瀬委員長 ただいま鯨岡君から非常に適切な御提案がございました。戸叶委員も御賛成のようございまして、他日理事会等において率直に意見を交換して、何らかの具体策を考えたい、かように考えております。

○高瀬委員長 次に、海外移住事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

戸叶里子君。

○戸叶委員 先ごろの委員会、田原委員からの移住事業団法についての質問がございました。私は、この田原委員の質問とちが合はないうように少し質問をしておきたい思ふのですが、まず最初に、事業団の役員は欠格事項から国会議員等を削つた理由はどういうわけでしょうか、その点を伺いたいと思ひます。

○廣田政府委員 お答えいたします。この欠格事項から国会議員と地方公共団体の議会の議員を削りましたのは、海外移住事業団法ができましたあとに政府の方針が変更されました、すべての事業団についてそのつどそういうふうな、これと同じように改正するという方針になりました。その理由は、要すれば事業団等の役員につきましては、各界から役員に出たいただきたい、いわゆる清新の氣といひますか、そういうものを吹き込むべきである、したがって、どうしても欠格とすべきで

あるという一部のものを除きましては、これを広く開放する、そういう意味におきまして、国会議員及び地方公共団体の議会の議員はどうしても欠格にしなければならぬという理由に乏しいものでございまして、これを今回この欠格事項からはずしたわけでございます。

○戸叶委員 国会議員とそれから地方公共団体の議員以外にも欠格事項からはずした人たちはあります。別にありませんか。

○廣田政府委員 いままで欠格事項にありましたが、その方々と、それからあと「政府又は地方公共団体の職員」でございまして、そのほかに「國務大臣」と「地方公共団体の長」がございまして、今回その第一号を除きまして、ただいま申し上げた國務大臣と地方公共団体の長は第二号の「政府又は地方公共団体の職員」に含まれると考えられますので、結局、今回の改正で削られたのは、先ほど申しました二つの範疇だけでございまして。

○戸叶委員 事業団の余剰金の運用方法に「金銭信託」というのを今追加したようにすけれども、その理由はどこにあるのでしょうか。

○廣田政府委員 現在までのところ、事業団の余剰金の運用方法は、三つ運用することができまゐります。その一つは「國債その他外務大臣の指定する有価証券の取得」、第二は「資金運用部への預託」、第三は「銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金」の三つでございまして、このいずれも非常に安全確実でございまして、その利率は相当低利である。したがつて、特に外国において余剰金の効果のある運用ができませんので、今回「信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への金銭信託」というものを一項目入れました、余剰金の効率的運用をはかつたわけでございまして、この今度入れました金銭信託による運用の方法は、他の事業団にも多うございまして、移住事業団もこれになつたわけでございます。

○戸叶委員 政府は、事業団に対して既往の貸し付け金の返済を免除しているわけですね。移住事業団が移住者に貸し付けた分はどうかになりますか。

○廣田政府委員 これはそのまゝ残るわけでございます。事業団が移住者に貸し付けた既往の債権は、今回事業団の債権として残るわけでございます。

○戸叶委員 事業団の債権として残るといふのですから、借りたほうからすればやはり返さなければいけないということになりますか。

○廣田政府委員 そのとおりでございます。

○戸叶委員 移住事業を進展させるためには、いろいろの骨を折らなければならぬと思ひますけれども、いままでやってきたものと、貸して今度返さなければならぬところを無料でやるというところとの間の摩擦とか、それから何か混乱とかいふようなものが起きやしないかということをお心配いたしますけれども、そういうようなことは絶対に起こり得ないでしょうか。

○廣田政府委員 確かに御指摘のとおり、いままで渡航費を貸し付けてもらって出ました移住者と、今後この法案が通りますれば、いわゆる補助金になる移住者との間の若干のアンバランスはございます。したがって、われわれといたしまして、できれば既往の債権も、最終的第三者、いわゆる最終的に借りていく移住者に対する分も免除しようということも考えましたけれども、そのことは、たとえば内地の開拓農等にいろいろ政府のほうから貸している金もございまして、そういうものに対する影響あるいはさらには渡航費だけではなく、現地に行きますと、営農資金等も貸しておるわけでございます。そういうものの等に対する影響等も考えまして、いわゆる既往の債権はそのまゝ残す。ただし、先ほど申し上げましたようなアンバランスを防ぐ意味におきまして、すでに貸している人たちに對しましては、営農等の融資もいろいろ必要でございまいし、その返納については、いわゆる取り立てにつきま

しては、これを無理をしない。それから余裕が出てきた場合に返す人もあるわけでございます。それはさらに移住地の移住者の保護、福利厚生費用に使うというふうな、用途のほうも考えまして、なるべくアンバランスを少なくしたい、こう考えております。

○戸叶委員 渡航費の交付金として四十一年度の予算に計上しているのは約五千万円ですね。それから四十年年度予算の渡航費の貸し付け金に繰り越しが約七千万円ですかある。それを交付金に充てるお考えのようですね。一億二千万円でもしも過不足を出したような場合——これは両方の場合が考えられますけれども、どういふふうに対処なさるか伺いたす。

○廣田政府委員 実は非常に残念な現象でございますが、最近移住者の数が相当減りました。本年度は千名を切るのではないかと推測されます。そこで先ほど御指摘のようないくつかの年度の貸し付けのための交付金が余ったわけでございますが、これが先般いろいろ調査、試算いたしましたところでは、七千万円ぐらいでございます。ところが、いよいよ年度末になりまして、もう一度計算しましたら、それが九千万円ぐらゐ残りますので、繰り越しが九千万と今回の五千万で一億四千円ぐらゐになると思ひますが、一応本年の実績によりまして、来年度は少しは伸びるという見込みのもとに、千五百名という数を一応考えております。したがって、一億四千円でもかかると思ひますけれども、足りない場合は予備費等から支出していただくことを考えております。余った場合は来年に繰り越すということになります。

○戸叶委員 渡航費の貸し付けを至急に改めるのに事業団法の一部を改正するだけで行なうのは妥当とは言えないのではないかと申すのです。すなわち、移住者に対する国の施策を規定した法律がまず存在して、それに基づいて事業団に業務の実際を行なわせていくというのがいいのじゃないか、こういうふうに考えますけれども、この点をどうお考えになるか。なぜ私がこれを言いますか

といふと、昭和三十八年の六月十四日だったと思ひますけれども、この外務委員会が決議した海外移住事業団法の附帯決議にもその第一項に、たしか田原委員が提唱してやられたことだと思ひますが、「政府は海外移住の基本理念及び振興策を明らかにした『海外移住法』を次期通常国会に提出すること。そういうふうにあつたと思ひます。現在まだそれが何の動きにもなつてあらわれてきておらないわけでございます。こういうことに対しては、一体どういふふうにお考えになるのか。附帯決議までつけておりますにもかかわらず、そのまゝになつておりますので、これに対するお考えのほどを伺いたすと思ひます。

○廣田政府委員 ただいま御指摘の移住基本法、国会における附帯決議、私よく存じております。したがって、その法案等も内々研究しているわけでございます。最近になりまして、御承知のとおりカナダ移住であるとか、あるいは米国の移民法の改正等もありまして、例の国籍の無差別の制度にもなりましたし、こういう最近の新しい制度も頭に織り込んで、さらに最終的には移住基本法をつくつたほうがいいと思ひまして、実は私のほうで研究中でございます。ただ、いままでの渡航費の貸し付け金を補助金に切りかえるといふのはなるべく早いほうがいいと思ひましたので、事業団法の一部改正をお願いしておるわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、この附帯決議にあるように、移住法というふうなものを近いうちに出したほうがいいというお考えで出している御計画があるかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○廣田政府委員 先ほど申し上げましたような意味合いにおいて研究中でございますので、この研究の結論が出次第、法案を提出するような運びになると思ひます。

○戸叶委員 この附帯決議は昭和三十八年で、だいたい前のごときでございますので、その御研究もなるべくお急ぎになつていただきたい、こう思ひま

す。

次に農林省の移住関係の予算。昭和四十一年度ですけれども、それに全拓連に対する補助金の中でガタバラに拓植青年訓練所を設置する費用として四千万か何か見込まれておりますけれども、これは本来移住事業団が直接行なうべきものじゃないですか。やはりこれは別々にこういうふうに分けておいたほうがいいのですか。分けている理由は一体どこにあるのか、伺いたすと思ひます。

○廣田政府委員 ガタバラの移住地は、御承知かと思ひますが、実は現在の形式は、全拓連が始めた事業でございます。その後移住会社、その後身である現在の事業団の共同事業というふうな形になつております。すでに全拓連の農場が現地にございまして、すでに試験的な農作もやつております。ところが、いよいよガタバラの移住地につきましては、全拓連に対して約二億八千万円でございますが、その分組金を出しました関係七県からの移住者だけがそこに入ることになっておりますので、いろいろな関係もございまして、なかなか全移住地に補助がつかない。そのために工事費等に響きまして、残念なことでございますが、移住地全体の経営としてはうまくいっておらないわけでございます。そして、しかも全拓連は県連からいまの二億八千万円を借りているわけでございますが、そちらのほうから期限もきたといふことで返還の督促を受けている。したがって、こういうふうな諸般の情勢を考慮しまして、今回事業団の交付金に二億円の予算を計上しまして、今後は全拓連のやつていっているいわゆる全拓連の分組金がある意味でいえば政府のほうに肩がわりするといふような計画で、そのかわり、関係七県のワケをはずして全国的に応募できるようにするといふようなことにいたしまして、ガタバラ事業といふものを、移住地の再建をはかろうと思ひます。ただ、ただいま申し上げたように、すでに全拓連では現地に農場を持つておりますので、一応若干の土地を全拓連も所有いたしまして、いわゆる事業団の扱う移住者ではございませ

冒頭に、海外移住事業団法の一部を改正する法律案、この案件につきましては、内容的に、いままで貸し付けを受けておった者が無償になるということでありますから、原則的には賛成であります。しかしこの際、わが国の海外移住に関する基本的な姿勢について政府の所信を伺っておきたい

府は一カ年一万人を目途として海外に移住者を送り込むのだということをおっしゃられたのです

が、今年度は千名を割るというような状態でありまして、これには受け入れ側の海外の諸国の経済情勢や、また国際情勢一般から、わが国の国内の情勢や、いろいろのものが相からまり合っ

ておると思われますけれども、一番の問題は、日本政府の移住政策の主体性の確立の問題だと思つてござい

ます。この点が、先ほど大臣が言われたような高邁な精神が、事業団を通じて各地方の支部なり海外の支部なり、またなお残つております

地方海協連なり全拓連なりその他の各関係団体なりに十分に趣旨が徹底し、そしてそのような、大臣がいま言われたような高邁な精神に立つところ

の基本的な移住に対する考え方が十分に浸透していく、そしてそれがひいては相手方にもよく理解されて、日本の移住政策がどんどん伸びていくとい

うことでなければならぬと思つてござい

ます。そういう点に対して、事業団の理事長が見えておられますが、御見解を承りたいと思ひます。

○廣岡参考人　ただいまお話のありましたごとく、また先ほど大臣からも御答弁のありましたよ

うに、現在は移住者の数は減つておりますけれども、一方若い世代の諸君が、先ほどお話しになり

ましたような高い見地から移住を信念として持つという立場から、非常に関心を高めてまいつてお

ります。これが、家族の渡航者としては減つてお

りますけれども、単身の移住者として南米各地に渡航する人の数が逐年増加してまいつておるとい

うことで、成果を見ることができると思ひます。私も移住審議会の答申によりまして、この海外移住の理念、政策のあり方というものが明示さ

れておりますので、この趣旨、精神のもとに、事業団といつても、また在外の各支部の職員

にも十分この徹底をいたさせまして、渡航する移住者自身の福祉向上はもちろんでござい

ますけれども、その結果としてこれが国際的に世界の繁栄と平和に寄与するような経済協力という立場から、これを十分に理解していく、そういう面から

適切な指導をやらしていくことに常に努力をいたしてまいつたのでござい

ます。○西村(閣)委員　二つの団体が一つになって事業団になったときに問題にされました人事の問題、運営の問題等については、その後問題は解消さ

れ、円満にいつておりますか。○廣岡参考人　三十八年の七月に事業団が発足

いたしました。翌年の七月に地方事務所を設置をいたしたわけではござい

ます。地方事務所を設置するにあたりまして、各県の海外協会、地協の職員もある程度吸収をいたしたのでござい

ます。発足当時、振興会社、海協連との寄り集まりというところ

で、当初は何かなじめないような機運もござい

ましたけれども、だんだんとこれが解消いたしまし

て、そういう方面一致して、ただいま申したよ

うな移住のほんとうの理念に燃えて目的を達成していこうというふうな方向にだんだんと固まつて

まいつておるといふように私は見ております。○西村(閣)委員　海外移住審議会の答申というも

のが出ております。これは当時も、われわれはこれを土台として政府なり新しく発足する事業団に

対して要望したのでありますが、今後ますます移住の理念、また移住の実態について、この答申に

基づいた運営がなされることを要望するものであります。問題は、私は、事業団はもちろ

ん単なる営利会社ではないし、もちろん官庁ではない。これはサービス機関、移住者に対するサービス機

関でありますから、サービス精神をいよいよ深められまして、親切な、懇切な、あたたかい配慮ある運営をやつてもらいたい。それにはやはり人材の養成が大事でありますし、経験ある人材を大切に

して、これをよく用いるという配慮が事業団にな

いと成果をあげることはむずかしいと思ひます。その点を強く要望いたすものでござい

ます。最後に、先ほど来問題になりました海外移住法あるいは海外移住基本法の制定については、政府

は作業をしておられると聞いておるのでござい

ますが、その点のような現在の状態であるか、局長の御答弁を願ひたい。

○廣田政府委員　大体の成案は得ているのでござ

います。先ほど申しましたように、なおもう少し検討を要する点もござい

ますので、さらに検討を続けています。○西村(閣)委員　いつごろまでということまで私

はここで聞きませんが、これは非常に大事な点だと思つてござい

ます。こまかいことについては、私は資料をたくさん持つてきておりますけれども、きょうはさういふやばなことはいたしませ

ん。しかしこれは非常に大事な点でござい

ます。から、ぜひひとつ国民の前に明示でき

るりつばな海外移住法を出していただきたい。われわれも協力

するにやぶさかではござい

ませんので、ぜひそれを急いでいただきたいことをお願いいたします。

大臣、いままで委員各位からの質問があり、私も質問をいたしましたが、わが国の移住は不振

でござい

ます。何と申されても不振でござい

ます。大臣は先ほど非常に高邁な海外移住に関するお考えをお述べになりました。私も賛成をいたし

ます。これを推し進めるために事業団を鞭撻し、また各関係方面に、海外及び国内の各関係団体に

十分緊密な連絡をとつて移住を振興させるという

ことが非常に大事だと思ふ。今日のこの国際情勢下においても非常に大事なことだと思つてござ

います。最後に大臣の御所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○椎名国務大臣　先ほどからいろいろ御質問を伺つておりますが、きわめて適切な御所見でござ

います。特に私の申し述べました量は減つても質でいく、そしてしかも各国とも自国の建設に

みな競つておるような状況でござい

まして、こういう平和建設に協力する、こういう希望を持ち、またそれにふさわしい資格をみずから備えて、純真

な気持ちで海外に行つて働こうという青年が最近

はふえつつあるということもまことに喜ぶべき現象であると思つてござい

まして、新しい移住政策のもとに、事業団の理事長以下御奮発を願ひ

まして、真に移住先の期待に沿うような移住政策の実行を今後とも着々と進めてまいりたい、かよう

に考える次第でござい

ます。○高瀬委員長　本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○高瀬委員長　これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○高瀬委員長　本案を原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○高瀬委員長　御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○高瀬委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高瀬委員長　本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

昭和四十一年三月二十八日印刷

昭和四十一年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局